

つなぐ むすぶ ひらく 那覇市制100周年



A N N I V E R S A R Y



那 覇 市 市 制  
1 0 0 周 年  
記 念 事 業 記 録 誌



# ごあいさつ



那覇市長 城間 幹子

はいたい ぐすーよー ちゅーうがなびら。

那覇市は、1921年(大正10年)5月20日に市制が施行され、2021年(令和3年)に100周年を迎えました。

この記念すべき年を迎えるにあたり、平成31年3月に、「那覇市市制100周年記念事業基本構想」を策定し、「つなぐ むすぶ ひらく 那覇市制100周年」のキャッチフレーズのもと、市民協働により記念事業などの取り組みを進めてまいりました。

そして、記念事業期間となる令和3年度は、コロナ禍という未曾有の事態に直面しましたが、その制約下においても市民の皆様とともに、知恵を出し合い、工夫を凝らしながらも事業に取り組めたことは、大変感慨深いものがございます。

この記録誌は、この記念事業の成果を後世に伝えるものとして製作したものであり、今後、多くの皆様にご活用いただけるものと考えております。

本市の次なる100年に向けては、今日に至る「那覇市」の発展が、先達の英知とたゆまぬ努力により礎が築かれたことを心に留め、これからも市民の皆様と手を携えながら、子どもたちの笑顔がいつまでもひかり輝き、誰もが心豊かに暮らせる那覇市であるよう、まちづくりを進めてまいります。

結びに、市制100周年記念事業実行委員会、協賛企業、多くの市民、県民の皆さまの多大なご協力に深く感謝申し上げますとともに、本市の更なる発展のため、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げ、発刊の挨拶とさせていただきます。

いっぺー にふえーでーびる。



那覇市議会議長 久高 友弘

ハイサイ グスーヨ チューウガナビラ。

那覇市は、令和3年(2021年)5月20日に市制施行100周年を迎えました。

この記念すべき100周年を大いに盛り上げるため、多くの市民、企業のご参加、ご協力の下、「甦る琉球文化の殿堂・御茶屋御殿 ～文化・芸能の集い～」、「まちかどフォトコンテスト～100年先へつなぐフォトバトン～」など、伝統芸能や文化に親しみ、市民と100周年をともに喜び祝い、新たな那覇市の魅力を発見できるような事業が盛大に実施されました。

この記録誌は、記念事業の取り組みを未来へ継承していくために、事業実施の推移が数々の写真とともに取りまとめられております。

本誌を通じて、多くの市民の皆様と取り組んだ100周年記念事業を振り返り、これからも発展し続ける那覇市の姿を感じていただければ幸いです。

また、我が那覇市議会におきましても、第1回目の本会議が大正10年(1921年)8月16日に開かれてから100年の節目に当たるため、11月定例会では、「那覇市議会100周年記念式典」を実施いたしました。

これからの100年を見据え、私たちの子や孫、次代を担う皆様に、この那覇市の将来をしっかりと引き継いでいくため、議員一同、さらに尽力していくことをお誓い申し上げます。

最後に、市制100周年記念事業にご参加頂きました多くの市民の皆様、心より感謝申し上げますとともに、記念事業に携わっていただいたすべての関係者の方々に、改めてお礼申し上げます。

イッペー ニフェーデービル。



那覇市市制100周年

那覇市市制 100周年  
記録誌 目次  
CONTENTS

挨拶

1 目次

5 プレ事業

9 記念事業

27 提案事業

35 広報

45 資料編

# 基本理念と基本方針

## 基本理念

風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、この100年の節目を全市をあげて祝うとともに、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとし、市制100周年記念事業を実施します。

## 基本方針

基本理念を踏まえ、「つなぐ」をキーワードとした次の基本方針に基づき記念事業を実施します。

### 1.時代をつなぐ ～過去から未来へ～

先人たちが築き上げてきた歴史や文化、そして平和を願う強い想いを国内外へ発信するとともに、未来へとつなげます。



なくやけの塔



識名園



首里城



玉陵



琉球漆器



壺屋焼



首里織



琉球びんがた



三線

### 2.世代をつなぐ ～親から子、孫へ～

那覇の魅力を再認識し、愛着と誇りを深め、次代を担う子どもたちへつなげます。



那覇ハーリー



那覇大綱挽



琉球王朝まつり首里



旗頭フェスタ

### 3.心をつなぐ ～人と人、人と地域、地域と地域～

御万人(うまんちゅ)が集い、共に創り、共に楽しみ、交流を深め、笑顔の輪をつなげます。



国際通り



一万人のエイサー踊り隊



世界のウチナーンチュ大会



セルラースタジアム那覇



那覇文化芸術劇場なは一と

# ロゴマーク及びキャッチフレーズ

市制100周年を記念して、様々な記念事業の展開にあたり、全市の統一感を創出し、市制100周年祝賀の機運を高め、市への愛着を深めるシンボル、そして未来へのさらなる発展のシンボルとして、記念事業に使用できるロゴマーク及びキャッチフレーズを募集しました。

## ロゴマーク

応募者：<sup>なかもと</sup>仲本 <sup>なおこ</sup>直子さん(沖縄県那覇市)

作品説明：那覇の歴史と文化の象徴として「首里城」をモチーフに構成しました。また、時代、世代、心のつながりをロゴを囲む円で、那覇市の市花であるブーゲンビレアで笑顔が溢れる明るいまちを表しています。

カラー



那覇市市制100周年

モノクロ



那覇市市制100周年

## キャッチフレーズ

つなぐ むすぶ ひらく 那覇市制100周年

応募者：<sup>いけなが</sup>池永 <sup>かずひろ</sup>一広さん(大阪府高槻市)

作品説明：市制100周年の慶賀を迎え、時代、世代、市民の歴史と文化を過去から今につなぎ、平和と自治を愛する心を市民が一丸となってむすび、県都として、さらに世界に開かれた都市として、未来に大きく羽ばたかんとする那覇市の市制100周年のキャッチフレーズをわかりやすく、親しみやすく表現しました。

### (1) 募集期間

平成31年4月26日から 令和元年6月14日まで

### (2) 応募資格

年齢、居住地、プロ・アマチュアを問わず応募可能

### (3) 応募状況

ロゴマーク : 259点(応募者数167名)

キャッチフレーズ: 534点(応募者数280名)



那覇市市制100周年  
プレ事業

令和2年度は、プレ記念事業期間とし、市全体の機運を高めるためのPR事業を実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年4月から9月までの6か月間、那覇市制100周年プレ記念事業の中止と推進本部(各部会)及び実行委員会(各部会)の開催を見合わせました。

令和2年10月より、次年度の記念事業期間に向けての準備を進めながら、新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、市制100周年のPRなどいくつかの取り組みを行いました。

## 那覇市市制100周年100日前記念セレモニー

日時:令和3年2月9日

会場:那覇市役所本庁舎 1階ロビー

令和3年5月20日の市制施行記念日(100歳の誕生日)の100日前にあたる令和3年2月9日に市制100周年100日前記念セレモニーを開催いたしました。

セレモニーでは、沖縄県立沖縄工業高等学校情報電子科の生徒の皆さんが制作した100日前残暦板お披露目(除幕式)や日本郵便株式会社本島南部地区連絡会より、市制50周年を記念して発行された琉球切手が本市へ寄贈されました。

また、100周年を記念して制作した限定200枚の原動付自転車のオリジナルナンバープレートの交付の告知を行いました。





## 那覇市市制100周年街ピアノ

設置期間:令和3年3月26日から3月31日まで

設置場所:那覇市壺屋1丁目7番5号(レストラン&バーVERY前)

那覇市<sup>しんえいどおり</sup>新栄通商店街振興組合(サンライズなは商店街)のご協力のもと、市制100周年の周知広報と中心商店街の賑いの創出を目的に、誰でも自由に弾くことのできるピアノを通りの一角に設置しました。商店街に買い物に来た地元の方や観光客、親子で訪れる姿も見られました。



## おびすぎ 飢肥杉積木「オビッタ」の配布

市制100周年を記念し、次代を担う子どもたちが自然への愛着、創造性、協調性を育む教育の推進を図る目的で、本市の姉妹都市である宮崎県日南市<sup>にちなん</sup>の飢肥杉の積木を市内の以下の238施設へ贈呈しました。

<配布先>

公立こども園20か所、法人立こども園35か所、認可保育所80か所、私立幼稚園4か所、特定地域型保育事業所20か所、企業主導型保育施設21か所、事業所内保育施設7か所、その他の認可外保育施設51か所



## なはし元気応援花火

日時:令和3年2月13日  
令和3年3月27日  
令和3年4月24日



コロナ禍の閉そく感の中、多くの市民の皆さんを元気づけ、前向きになれるような取り組みとして花火を打ち上げました。3密を避けるため具体的な打ち上げ場所は、非公開とし各回市内1か所で打ち上げました。



那霸市市制100周年  
記念事業

那覇市市制100周年記念事業

# 那覇市100歳誕生日セレモニー

実施日 令和3年5月20日

会場 那覇市役所1階ロビー



那覇市市制施行日の5月20日に、市役所1階ロビーにて「那覇市100歳誕生日セレモニー」を開催しました。セレモニーでは、市民や那覇市で毎年キャンプを実施している読売巨人軍の原監督をはじめ那覇市にゆかりのある著名人からのビデオメッセージを放映しました。

また、日本郵便沖縄支社から記念切手の贈呈があり、贈呈式には、記念切手に掲載されている那覇市歌の浄書を担当した、沖縄県立小禄高等学校と首里高等学校の書道部の生徒も登壇しました。

最後には、城間市長、久高議長とともに那覇市立開南こども園の園児がバルーンリリースに参加し、市民の皆様からいただいた、100歳を迎える那覇市へのメッセージが貼られたバルーンを飛ばすことで、那覇市の明るい未来を次世代へと繋ぎました。

那覇市市制100周年記念事業

# ゆいレール出発式

実施日 令和3年5月20日

会場 沖縄都市モノレール那覇空港駅



沖縄都市モノレール(ゆいレール)の車輛一編成に、市制100周年を記念した特別なデザインを施し、運行開始日の5月20日に、那覇空港駅にて「那覇市市制100周年記念ラッピング車両出発式」を開催しました。

デザインは、市民一人ひとりの笑顔を市花のブーゲンビリアで包み、天井部は、沖縄・那覇の空を表現し、笑顔広がる元気なまちNAHAの明るい未来をイメージしています。

運行期間: 令和3年5月20日～令和4年3月31日



那覇市市制100周年記念事業

## 記念式典

実施日 令和3年10月31日

会場 那覇文化芸術劇場なは一と 大劇場

## ◆那覇市市制100周年記念及び那覇文化芸術劇場なは一と開館記念式典



市制100周年及び那覇文化芸術劇場なは一と開館を記念して、令和3年10月31日に記念式典を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、招待客数を制限しての開催となりましたが、市政功労者をはじめ、国会議員、沖縄県議会議員、本市議会議員、日頃より、本市政に多大なご協力をいただき、支えてくださる関係団体等の約500名のご臨席を賜りました。

第一部では、沖縄の特産品である琉球泡盛の成熟された古酒に少しずつ若い酒を加える「仕次ぎ」という古酒づくりの手法にならい、那覇市のまちづくりも同様に、伝統の中にも新しい仕組みを取り入れる、まちの「仕次ぎ」により、まちにさらなる輝きと風格を生み、また、次の世代へ引き継ぐことができるよう祈念して、平成9年に購入した泡盛甕への仕次ぎを行いました。また、100周年を記念して製作した3斗甕に、新たに琉球泡盛を注ぐ甕入れを行いました。

琉球王国時代の交易の玄関口であった那覇港では、さまざまな人々が行き交い、多種多様な文化芸術が流入しました。第二部は、那覇文化芸術劇場なは一とが文化を通して人と人とが交流できる文化芸術の発信拠点となるよう願いを込めて「こけら落しの儀」が披露されました。





## 第一部

- 1 開式の辞 副市長 知念覚
- 2 那覇市歌 独唱 ソプラノ歌手 沖縄県立芸術大学 准教授 松田奈緒美
- 3 那覇市市制100周年記念映像 那覇100年の物語
- 4 市長式辞 城間幹子
- 5 市議会議長祝辞 久高友弘
- 6 来賓祝辞 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)西銘恒三郎 様
- 7 来賓祝辞 沖縄県知事 玉城デニー 様
- 8 姉妹・友好都市メッセージ披露  
日南市長挨拶 高橋透 様  
ビデオメッセージ ホノルル市長 リック・ブランジャルディ 様  
〃 サン・ビセンテ市長 カヨ・アマド 様  
〃 福州市人民政府市長 呉賢徳 様  
〃 川崎市長 福田紀彦 様
- 9 100周年記念琉球泡盛甕入れ・仕次ぎ
- 10 祝電披露
- 11 閉式の辞 副市長 久場健護

## 第二部 「こけら落しの儀」

- 1 幕開け 「あけもどろ」
- 2 劇場を船に見立て歌にのせ「嘉礼吉の御船」と題し組曲を歌います。  
① 作田節  
② 上り口説  
③ 早稲まづん節(一名 花風節)  
④ 渡りざう・瀧落菅攪・地菅攪  
⑤ 江差節
- 3 晴れの場にふさわしい琉球舞踊を披露し、劇場の開館を祝賀します。「祝賀の舞」  
① かぎやで風  
② 若衆特牛節  
③ 稲まづん  
④ 前之浜  
⑤ かりゆしの舞



### 【泡盛甕及び銘柄】

- ① 仕次ぎを行う泡盛甕(2斗甕)  
・平成9年に市内にあった8酒造所の泡盛(8銘柄)を1つの甕に注いだもの。当時と同じ8銘柄を仕次ぎに使用。  
・泡盛銘柄(酒造所)…瑞穂(瑞穂酒造株式会社)、守禮(有限会社神村酒造)、瑞泉(瑞泉酒造株式会社)、太平(株式会社津波古酒造)、咲元(咲元酒造株式会社)、時雨(有限会社識名酒造)、春雨(宮里酒造所)、久米仙(久米仙酒造株式会社)
- ② 市制施行100周年記念泡盛甕(3斗甕)  
・市制施行100周年を記念し、新たに壺屋焼の泡盛甕を製作し、現在市内にある6酒造所と沖縄県酒造協同組合の泡盛の計7銘柄を1つの甕に注ぐ。  
・甕入れする泡盛銘柄(酒造所)…瑞穂(瑞穂酒造株式会社)、瑞泉(瑞泉酒造株式会社)、太平(株式会社津波古酒造)、時雨(有限会社識名酒造)、春雨(宮里酒造所)、久米仙(久米仙酒造株式会社)、南風(沖縄県酒造協同組合)



那覇市市制100周年記念事業

## 100周年記念ウィーク



令和3年10月31日にオープンした那覇文化芸術劇場 なは一にて、那覇市市制100周年記念ウィークと題して、11月7日～14日の間に各種イベントを実施しました。

琉球歌劇  
保持者仲田 幸子・瀬名波 孝子・吉田 妙子  
3人による芸能イベント

日時 令和3年11月7日

場所 那覇文化芸術劇場なは一 大劇場

司会  
前川 守賢司会  
島袋 千恵美

沖縄戦を乗り越え、長年にわたり、沖縄の芸能を第一線で支えてきた琉球歌劇の第一人者であり、那覇市市政功労賞も受賞した、仲田幸子さん、瀬名波孝子さん、吉田妙子さんの3名による、市制100周年祝賀芸能公演を実施しました。

「コロナ禍で日々頑張っている那覇市民を元気づけたい」と、芸歴約80年、御年約90歳の三名のパワフルな演舞を見せて頂きました。また、当日の舞台の様子は、令和3年12月31日に、特番として放送し、沢山の方にお楽しみ頂きました。

演 目 うちな～芝居

## 床屋の福ちゃん

出演者 でいご座 仲田幸子ご一行

仲良し夫婦の床屋の福ちゃんが、初めての夫婦喧嘩。お客様(仲田幸子さん)は、無事、髪を切ってもらえるのでしょうか！？でいご座の十八番の床屋の福ちゃんをお楽しみいただきました。



普久原 明



上間 基



高宮城 実人



平良 大



仲田 幸子



仲田 和子



仲田 明美



演  
目

# うちな〜芝居 首里上り小

作 伊良波尹吉

出演者 瀬名波孝子、吉田妙子、  
沖縄芝居研究会 他

1人の男を巡るジュリ(女郎)と嫁のケンカが、男の両親を巻き込んだ大騒動に！初心者でもお楽しみ頂けるお笑い要素満載の喜歌劇です。中堅、若手役者の熱演も大きな見どころでした。



瀬名波 孝子



吉田 妙子



高宮城 実人



金城 真次



知念 亜希



米盛 未来



上原 崇弘



徳原 清文



恩納 裕



琉球歌劇保持者

## 仲田幸子、瀬名波孝子、吉田妙子のスペシャルトークショー

長年にわたり、沖縄の芸能をけん引してこられた3名に、沖縄の芸能の歴史などについて、お話をいただきました。



司会 前川 守賢



司会 島袋 千恵美



仲田 幸子



瀬名波 孝子



吉田 妙子





# つなぐむすぶ ひらく100年 ～音楽と映像で紡ぐ軌跡～



司会 狩俣 倫太郎



司会 砂邊 由美

日時 令和3年11月14日

場所 那覇文化芸術劇場なは一と 大劇場

1921年の市制施行以降、今日的那覇市は、その100年の間にそれぞれの時代を生きてきた各世代の人々がつなぎ、作り上げてきたものです。

先人たちの歩んできた100年を音楽と映像で振り返り、本市がこれまで歩んできた軌跡を再確認しました。また、当日の様子は、テレビ・ラジオにて生放送を行い、たくさんの方にお楽しみいただきました。

## オープニング

イクマあきら、那覇高校吹奏楽部、那覇太鼓 ♪ダイナミック琉球

▶ イクマあきらさんの代表曲「ダイナミック琉球」を、沖縄県立那覇高校吹奏楽部及び、那覇太鼓の皆様と共に披露いただきました。



## 戦前

ネーネーズ ♪赤田首里殿内 ♪黄金の花

▶ 戦前的那覇市の様子や人々の生活、文化などを振り返りました。



## 戦後復興

知名定男 ♪うんじゅが情きどう頼まりる ♪バイバイ沖縄

▶ 壺屋から始まった戦後復興を振り返りました。





## 復帰と経済成長

山川まゆみ ユイユイシスターズ ♪ヒヤミカチ節 ♪ユイユイ

▶ 本土復帰後、730交通変更や通貨切替など、激動の時代を振り返りました。



## 祭りとスポーツ

イクマあきら 花やから ♪MORE ACID BEAT!(もうあしび)

▶ 那覇ハーリー、那覇大綱曳、琉球王朝祭り首里など、那覇を代表するお祭りを振り返りました。



## 現代から未来へ

石嶺聡子 ♪花 ♪カントリーロード

▶ セルラースタジアムやゆいレール開業など、近代の那覇を振り返りました。





## エンディング

那覇高校合唱部 ♪太陽アカラ波キララ

- ▶ 本市が主催した戦後50周年記念イベント「天に響めさんしん3000」において、宮沢和史さんが作詞作曲をした「<sup>とよ</sup>太陽アカラ波キララ」を、那覇高校合唱部の9名が歌ってくれました。



## エンディング

宮沢和史 那覇高校吹奏楽部 ♪島唄

- ▶ 宮沢和史さん(THE BOOM)の代表曲「島唄」を、那覇高校吹奏楽部の皆様と共に演奏いただきました。





## エンディング

宮沢和史 大城クラウディア 平田大一 ♪シンカヌチャ

▶ 投稿写真や姉妹友好都市の写真と共に、これから迎える新たな100年への希望を新たにしました。



## ラジオ生放送も行いました



## 姉妹友好都市



姉妹都市(ホノルル市)



友好都市(福州市)

## 「NAHA SDGs シンポジウム～次の100年も笑顔広がる元気なまちNAHAを目指して～」

### 令和3年11月10日

地域課題の解決の推進を通じてSDGsの達成を図るため、まちづくりの担い手一人ひとりの絆をつなぎ、誰一人取り残すことなく、次の100年も笑顔広がる元気なまちNAHAを目指し、本シンポジウムを開催しました。



## 景観賞シンポジウム

### 令和3年11月11日

本市では、「那覇都市景観賞」として、素材や形態の豊かな表現、緑の演出などでうまいと風格のある都市景観に調和した街並みを形成している魅力的な物件を、2年に1度表彰しています。本イベントでは、景観賞の表彰式及び、まちづくりに関連したシンポジウムを開催しました。



## 那覇市市制100周年記念プログラミングコンテスト2021表彰式

### 令和3年11月13日

那覇市在住学の小学生を対象に令和3年7～9月に募集し、応募のあった中から市長賞を含めて8名が表彰されました。プログラミングコンテストを開催することで、那覇市の小学生がAI、IoTなど日常生活が情報技術や情報技術を活用した産業で支えられていることを再認識することや、物事を論理的に考えるプログラミング的思考を身につけて、楽しく、遊び感覚で将来のキャリア形成に繋げることを目的に実施しました。



## オープンデータ活用による那覇市の課題解決アイデアソンシンポジウム

### 令和3年11月13日

公共のデータやテクノロジーを活用することにより社会課題の解決を図るアイデアを考え、競うイベント「オープンデータ活用による那覇市の課題解決アイデアソン」を開催しました。

令和3年10月からオンラインなどの特別公開講座を通して、各グループで検討してきたアイデアの発表及び表彰を行いました。また、シビックテックジャパン代表の福島健一郎さんをお招きし、「データ活用とその可能性」をテーマにミニシンポジウムを開催しました。



那覇市市制100周年記念事業  
**那覇の伝統工芸**  
 ～100年の歴史に未来を重ねる～

実施日 令和3年11月1日～11月14日

会場 那覇文化芸術劇場なはーと 小スタジオ

令和3年10月31日に新しくオープンした那覇文化芸術劇場 なはーとの小スタジオにて那覇市の伝統的工芸品を集めた展示会を開催しました。

本市には、交易で栄えた琉球王国から受け継がれてきた伝統文化が多くあり、その玄関口であった那覇港をイメージした空間に、本市が所蔵する人間国宝や伝統工芸士が手掛けた琉球びんがた、首里織、琉球漆器、壺屋焼、三線など展示しました。

その作品を通して先人たちが築いてきた歴史や文化を感じながら、次の時代への新たな船出のメッセージを込めています。



市長挨拶



壺屋焼(大皿)



琉球漆器(朱漆牡丹唐草箔絵食籠)



壺屋焼(厨子甕)



琉球びんがた(菱形に水玉草花梅蝶紋様)



首里織(花倉織着尺)



琉球ガラス(花器)

那覇市市制100周年記念事業

# NHKのど自慢 in 那覇市

実施日 令和4年3月20日

会場 那覇文化芸術劇場なはーと 大劇場

那覇市市制100周年・那覇文化芸術劇場なはーとの開館を記念し、NHKのど自慢 in 那覇市を開催しました。

ゲストには沖縄を代表するアーティスト夏川りみさん、DA PUMPの皆さんを迎え、予選会を勝ち抜いた18組の出場者と共に会場を盛り上げました。



特別賞



チャンピオン

ゲスト





# 100周年関連事業

沖縄総合通信事務所が毎年行っている「沖縄デジタル映像祭」で市制100周年を記念した動画を募集しました。

募集内容:那覇市100歳の誕生日を祝う動画

令和2年度

応募数:3件

- ①1921年って何の年? 国際電子ビジネス専門学校 企業賞
- ②NAHA100 国際電子ビジネス専門学校 奨励賞
- ③Happy Birthday 沖縄ラブ&ピース専門学校 奨励賞

令和3年度

応募数:2件

- ①那覇市の伝統と文化 国際電子ビジネス専門学校 企業賞
- ②那覇市の風景 沖縄県立名護商工高等学校 奨励賞



7月8日の「なはの日」に合わせて、沖縄都市モノレール株式会社から寝台特急「なは号」のヘッドマークが寄贈されました。

寝台特急「なは」は、当初、特急「なは」として、1968年(昭和43年)に新大阪～西鹿児島間を昼間運行した列車でしたが、山陽新幹線が全線開通した1975年(昭和50年)に夜間運行の寝台特急となりました。軽量に見えますが、ヘッドマークの重さは、10kgを超えます。ヘッドマークは、那覇市役所本庁舎1階のロビーにて、展示いたしました。



那覇市三大祭り(那覇ハーリー・那覇大綱挽まつり・琉球王朝祭り首里)映像記録制作事業  
(経済観光部 観光課)



那覇市出身の女優 国仲涼子さんと那覇市三大祭りや100年の歴史を巡るRBCテレビ番組「百年めぐり～那覇の歴史と三大祭り～」を制作し、令和3年4月21日及び29日に放送しました。

RBCiラジオでは、那覇市をトークテーマに、テレビでは触れられなかった話やロケの裏側等を語りつくす特別番組を展開しました。また、テレビ番組はプラットフォーム配信を行い、県内外の方も視聴が可能となりました。

## 那覇市歴史博物館において、市制100周年を記念した企画展を開催いたしました。 (市民文化部 文化財課)

### 企画展1 「つなぐ むすぶ ひらく 那覇市制100周年」記念企画展「那覇の誕生祭～The Centennial Anniversary～」

#### 1. 開催趣旨

1921年(大正10)5月20日、沖縄県で初めて市制が施行され、那覇市と首里市が誕生しました。那覇市は琉球王国時代、港町として発展し、1879年に沖縄県が設置されてからは県庁所在地となり、首里市は首里城のお膝元、王都として発展した街でした。沖縄戦後、那覇市は首里市、そして隣接する小禄村・真和志市と合併して、現在の那覇市域になりました。

本企画展では、市制施行100周年を記念して、王国時代から現代にいたる那覇市の街並みの移り変わりを中心に紹介しました。

#### 2. 開催期間

令和3年5月21日～25日、7月13日～18日(新型コロナウイルス感染症の影響による博物館休館)

#### 3. 開催場所

那覇市歴史博物館 常設展示室・企画展示コーナー(パレットくもじ4階)

#### 4. 展示内容

琉球王国時代の首里・那覇を掛け軸などの絵画や写真で紹介するとともに、明治期から昭和戦前期、沖縄戦、戦後復興期、都市整備など時代に分け、当時の写真や地図、モノ資料の展示を行い、那覇市100年の街並みの移り変わりを中心に紹介しました。



### 企画展2 那覇市市制施行100周年 那覇市・川崎市友好都市締結25周年記念企画展 「首里・那覇を詠んだ詩人・歌人たち」

#### 1. 開催趣旨

明治から昭和戦前期にかけて、日本本土から多く知識人が沖縄を訪れ、本土とは異なる歴史・文化、風景、民俗に触れ、沖縄での思いを文字にし、歌に詠みました。

本企画展では、那覇市市制施行100周年、那覇市と川崎市友好都市締結25周年を記念して、琉球王国時代に詠まれた「おもろさうし」や「琉歌」・「和歌」、これらを詠んだ琉球の歌人を紹介するとともに、明治期以降、沖縄を訪れ、首里・那覇を詠んだ、安藤佳翠、佐藤惣之助、川東碧梧桐、折口信夫、山口由幾子、井伊文子、山城正忠、山之口獺などを取り上げ紹介しました。併せて、詠や歌に詠まれた風景を写真パネルや関係資料を用いて展示を行いました。

#### 2. 開催期間

令和3年1月7日～3月7日

#### 3. 開催場所

那覇市歴史博物館 企画展示コーナー(パレットくもじ4階)



## 那覇市議会100周年記念式典 令和3年11月26日 (那覇市議会(事務局))

#### 【100周年記念式典次第】

- 開会宣言
- 市歌静聴
- 議長あいさつ
- 市長あいさつ
- ビデオメッセージ(歴代議長)
- 記念演舞(那覇市文化協会)



## セルラースタジアム那覇にてプロ野球公式戦 令和4年4月12日、13日（経済観光部 観光課）

令和4年4月12日、13日に那覇市制100周年、沖縄復帰50周年を記念して沖縄セルラースタジアム那覇にて読売巨人軍主催の公式戦が沖縄で初開催されました。

「東京読売ジャイアンツVS横浜DeNAベイスターズ」との2連戦を行い、多くのご来場者の皆様の熱気で大いに盛り上がりました。試合前には総勢約100人のエイサー演舞や沖縄尚学高等学校の生徒たち約200人による空手演武、東京2020オリンピック空手 男子形 金メダリストである喜友名諒選手の始球式並びに世界一の空手の形を披露していただきました。

試合中は県出身選手が登場すると拍手による大きな声援が送られ、ヒットを打つなど活躍すると会場のボルテージは最高潮に達するなど、地元愛に溢れる沖縄らしい公式戦となりました。



## 愛知県一宮市との平和交流事業（総務部 平和交流・男女参画課）

### 1.開催趣旨

本市にある対馬丸犠牲者の慰霊碑である「小桜の塔」は、愛知県旧丹陽村（現在の一宮市）の「すずしろ子供会」の河合桂会長が寄付を呼び掛けて建立したものであり、一宮市にとっては縁のある施設です。

本市と一宮市は令和3年に市制100周年を迎えることから、一宮市より記念事業として本市を訪問し、本市の学生と平和学習を行いたいとの打診があり、本事業が実現しました。

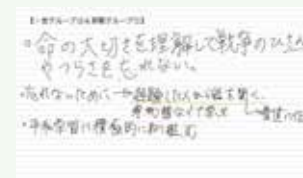
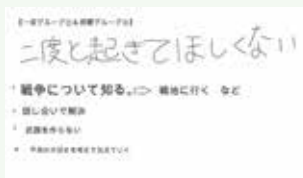
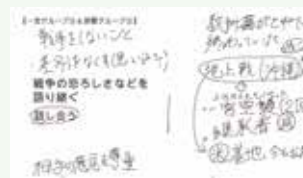
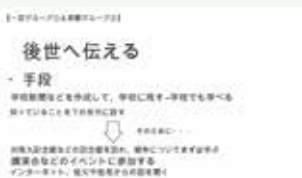
### 2.目的

一宮市と本市の中学生が、お互いの地域や歴史、平和等をテーマにした意見交換を通して交流を行い、平和に対する意識の高揚や次の世代へ継承する人材育成を行うことを目的としています。

3.参加者 那覇市中学生(上山中生徒:12名)、一宮市中学生(生徒:17名)

### 4.実施内容

- (1) オンライン交流会
- (2) 対面交流





那霸市市制100周年

# 提案事業

## みんなで祝おう!那覇市100さい誕生日!! ～那覇市の魅力、再発見ポスター制作～

実施日 令和3年4月～8月  
団体名 新世紀那覇実行委員会

栄町・国際通り・首里など地域ごとの写真を、これまでにない視点で魅力を伝えるプロジェクトを3回のオンラインセミナーを通して実施しました。また、「#かなさなは」のフレーズを活用し、SNSで気軽に那覇の魅力などを発信しあえる環境をつくりました。



## 那覇市市制100周年記念 まちぐあーに笑顔を

実施日 令和3年5月2日～4日  
団体名 市場中央通り会

コロナ禍で笑顔が少なくなった市場を元気にすることを目的に、シーサーや抱瓶、紅型の絵付けや三線体験など沖縄の文化を体験できるイベントを実施しました。



## 那覇市制100周年記念究道館演武大会

実施日 令和3年5月15日  
団体名 有限会社 三崎工業

市制100周年を記念し、1943年を最後に一度途絶えた伝統文化である琉球競馬「ウマハラシー」に関する講演を実施しました。また、沖縄の伝統文化である「沖縄伝統空手」を演武しました。



## 那覇市市制100周年記念提案事業

実施日 令和3年5月16日、11月3日  
団体名 那覇市市制100周年記念事業ジャズライブ実行委員会

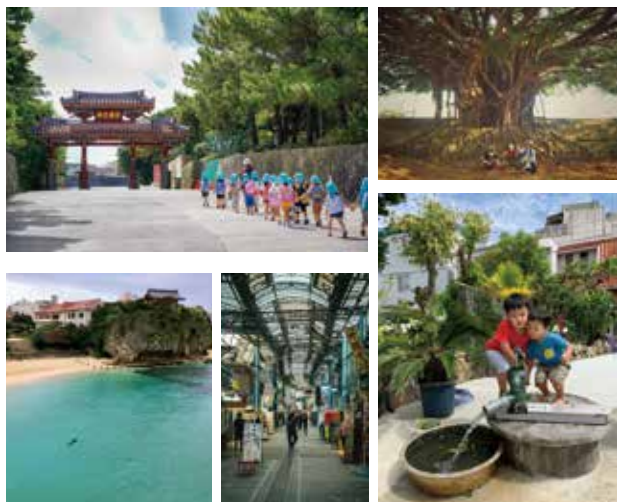
沖縄ジャズの認知度を高め、ジャズの素晴らしさを知ってもらうことで、市民が夢と希望を抱ける芸術文化の島として発展できることを目的に、ジャズライブを実施しました。(1回目:パレット久茂地前広場 2回目:首里城公園)



## 那覇まちかどフォトコンテスト ～100年先へつなぐフォトバトン～

実施日 令和3年6月～令和4年3月  
団体名 都市環境デザイン会議 琉球ブロック

「100年後も残したい那覇のまちかどのちょっとした風景」を集めフォトコンテストを実施。およそ438点の応募があり、その中からグランプリを発表。また、未来の那覇市のまちづくりのヒントに活かせるよう、そこで集まった写真をまとめ、フォトブックを作成しました。



## 那覇市市制100周年 「那覇の魅力再発見 ワクワクまち歩き事業」

実施日 令和3年10月18日～12月18日  
団体名 一般社団法人那覇市観光協会

観光協会で人気の事業「ガイドと歩く那覇まちま～い(まちあるき)」に、100周年を記念し、新たに4つのコースを設置しました。子ども達に人気の沖縄のお笑い芸人と共に、地域の歴史や文化を楽しく学ぶことで、あらためて那覇の魅力を再認識していただきました。



## 那覇市制100周年企画おきなわクラフトフェス inさいおんスクエア

実施日 令和3年11月27日、28日  
団体名 那覇市国際蔡温橋通り商店街振興組合

さいおんスクエア周辺の活気を取り戻すため、沖縄県産の魅力的なクラフト商品を一同に集めたイベントをさいおんスクエア広場で実施しました。

また、28日にはイルミネーション点灯式も開催し、色とりどりの100周年記念バルーンとともに、さいおんスクエアを盛り上げました。



## 那覇市市制100周年記念事業 TV番組放送「防災を考える」

実施日 令和3年12月5日、12月26日  
団体名 一般社団法人那覇青年会議所

予想される災害を認識し、自分の身は自分で守り、災害に備えることを学び、地域の防災意識を高めることを目的に、「親子で学ぶ那覇の防災」という番組を製作し、2回にわたりテレビ放送を実施しました。また、放送を見れなかった視聴者の為にYouTubeでも配信を行いました。



那覇市制 100周年 企画  
那覇市 第一 牧志 公設市場 市場 食堂 を飲み歩こう！  
～市場の美味いうちなーを元気に！～

実施日 令和3年12月11日～12日  
団体名 第一牧志公設市場

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で客数が減少傾向にある第一牧志公設市場の活気を再び取り戻すため、市場内でせんべろを開催し、市場の魅力を楽しんでもらいました。



文化遺産と復元  
～首里城とパリ・ノートルダム大聖堂～

実施日 令和3年12月14日～19日(展示会)  
令和3年12月18日(シンポジウム)  
団体名 公益社団法人 沖縄県建築士会

火災被害を受けた首里城とパリ・ノートルダム大聖堂の再建をテーマに、展示会とシンポジウムを開催しました。変化し続ける文化遺産保存の歴史を踏まえ、文化遺産の復元という行為の意味を広く問いかけるこのイベントに、多くの方々がお来場くださいました。



市制100周年記念琉球漆器プロジェクト  
～琉球漆器の技法で那覇のまちを彩る～

実施日 令和3年12月22日～24日  
団体名 琉球漆器事業協同組合

大道保育所で47年間使用されたピアノを、市制100周年を記念し、琉球漆器事業協同組合が主体となって修復・装飾し、見事に蘇りました。那覇市役所の1階ロビーにおいてクリスマスコンサートを行い、完成したピアノを来庁者にお披露目しました。



那覇市子ども芸能団姉妹都市交流事業

実施日 令和3年12月25日(オンライン交流会)  
団体名 NPO法人沖縄社会教育サポート

那覇市内の子どもたちで、那覇市子ども芸能団を結成し、沖縄県の文化・芸能・観光について学習したほか、琉球芸能の練習を行いました。那覇市の姉妹都市である宮崎県日南市とのオンライン交流会において、那覇市や沖縄県の魅力を発表したほか、芸能公演はDVDに収め、寄贈しました。





## 琉球びんがた意匠開発事業(踊り衣裳)

実施日 令和4年1月11日～17日  
 団体名 琉球びんがた事業協同組合

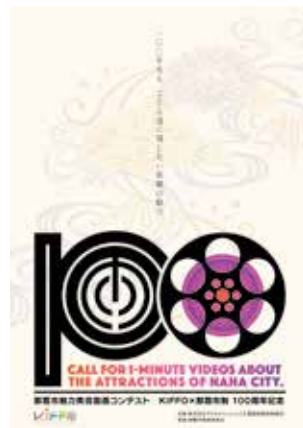
沖縄を代表する伝統的工芸品である「琉球びんがた」の魅力を発信するため、歴史的銘品である「黄色地鳳凰端雲霞文様紅型紋紗衣裳」と「松皮菱菊藤菊流水菖蒲文様紅型木綿裕衣裳」を再現し、現在の新しい作品とともに展示会を開催しました。



## 那覇市魅力発見動画コンテスト

実施日 令和3年7月1日～11月30日(募集期間)  
 令和4年1月22日(コンテスト発表日)  
 団体名 株式会社ククルビジョン

次の100年まで残したい那覇の魅力を1分にまとめた動画を募集し、コンテストを開催。また、審査員に子ども達を参加させ、審査するにあたり、地域の魅力発信や多様性への理解、国際文化交流など専門の講師の授業を実施し、未来を担う子ども達の成長に繋がりました。



## 那覇100年を寿ぎ 吟う ～第18回 吟い遊び～

実施日 令和4年2月27日  
 団体名 草吟会

琉球漢詩に詠われている琉球王国時代の首里城や那覇の町の光景を、「吟」と「舞踊」「管弦」「華」「書」などのコラボレーションによって演出し、市制100周年を寿ぎました。



## 甦る琉球文化の殿堂 「御茶屋御殿」～文化・芸能の集い～

実施日 令和4年3月5日  
 団体名 御茶屋御殿復元期成会

御茶屋御殿の復元を推進するため、御茶屋御殿に関する講演を行ったほか、当時御茶屋御殿で披露されたであろう芸能や諸芸を子どもたちからお年寄りまで、様々な年代の方々にご披露いただきました。



## 東苑からつなぐ 琉球の魂(シマヌククル)～三箇の願い～

実施日 令和4年3月13日  
団体名 城南小学校創立140周年記念事業実行委員会

城南小学校は、首里城内にあった小学校として知られており、創立140周年を迎えました。首里城火災やコロナ禍だからこそ、地域を盛り上げたいと考え、東苑(御茶屋御殿)を再現し、沖縄に伝わる伝統文化(空手・三線等)を主体としたおもてなしを開催しました。また、首里城内に城南小学校があったころ、実際に通学されていた方々にインタビューし、動画収録しました。



## ちゅらグルメ厳選の那覇市内のグルメが100円引き企画！～飲食店元気回復応援キャンペーン！100円クーポン～

実施日 令和4年3月21日～30日  
団体名 株式会社バンズプラス

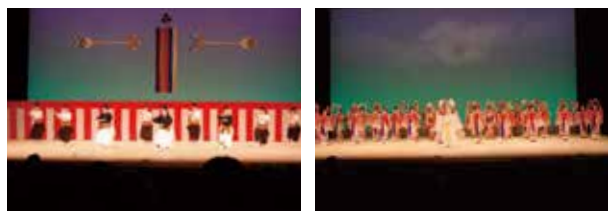
コロナ禍で飲食店の客数減少が続く市内飲食店の支援事業として、ランチの割引企画を実施しました。また、SNSにて「#78グルメ」で投稿すると、抽選でグッズが当たるなど、飲食店情報の拡散のための企画も実施しました。



## 那覇市市制100周年記念 琉球舞踊公演“首里城讃歌”

実施日 令和4年3月27日  
団体名 玉城流翔節会

首里城焼により、市民・県民の心が喪失する中で誇りと元気を取り戻すために、那覇市の100周年の祝賀と首里城復興記念を結び付け、首里城讃歌などの伝統芸能で構成された演目を披露しました。



## LEAP DAY2021

実施日 令和4年3月26日～27日  
団体名 LEAP DAY実行委員会

那覇市にフォーカスを当てたテーマなどをもとに、トークセッションやワークショップを開催しました。課題を批判する側ではなく、解決する側として意識の変化がおり、様々な世代の人と人、人と地域が繋がるイベントになりました。



新型コロナウイルス感染症  
拡大の影響により、以下の  
7つの事業は、残念ながら  
中止となりました。

## 那覇市民ミュージカル

団体名 社会福祉法人若杉福祉会

「平和の発信」と「住みよいまち・那覇」の未来と誇りを思い描いたミュージカルを、世代や国籍など関係なく出演者を那覇市民から募集します。市民の協働で創り上げた舞台を通して、那覇市への愛着が育まれる内容になっています。

## 那覇市市制100周年記念ミュージカル 「Happy Birthday!」

団体名 那覇青少年舞台プログラムOBOG

誰にも訪れる誕生日をテーマとし、那覇市の100年を祝い、住んでいる町の誕生とその後の歴史・未来があることを気づいてもらい、それぞれが夢や希望を抱くことで、次の100年へ繋がるような舞台をつくりまします。

## —那覇市市制100周年記念—「交響詩 あけ もどろコンサート」～首里城よ 永遠に～

団体名 NPO伝統と創造の会

首里城焼失によるウチナンチュの喪失感や復興への希望、そしてうちなーの魂の再発見と未来への希望という様々な意味を含めて、沖縄最古の古謡集である「おもろそうし」を現代に蘇らせるコンサートを実施します。

## 那覇市市制100周年記念 首里金城町の 歴史を辿る

団体名 首里金城町自治会

市制100周年を記念し、首里金城町の歴史や文化を辿り、当時の様子を再現した「首里金城町の歴史祭り」を開催します。また、「金城町の今昔を語る会」を開催。展示会や講演会を実施し、地元歴史など学ぶことで地域と人の繋がりを深めます。

## 那覇市民バザール

団体名 那覇市婦人連合会

昭和53年から平成30年まで実施されていた「那覇市民バザール」を市制100周年を記念し、新たな形で復活します。主に各家庭の不要品を集め販売(リサイクル)していたのを、新たに作品として販売する(リフォーム)として実施し、長年実施してきた「エコ活動」を広げます。

## 琉球伝統芸能アート・パフォーマンス

団体名 一般社団法人琉球伝統芸能デザイン研究室

宮廷芸能を大人数による様々な演目というスタイルから、琉球伝統芸能だけにこだわり、琉球伝統芸能を芸術として次世代につなぐことを目的に少人数・小空間を基にした上質な琉球芸能を提供します。

## 心でつなぐ沖縄と スリランカ芸能交流事業

団体名 特定非営利活動法人  
日本スリランカ次世代育成サポート

平成17年に那覇市で開催されたチャリティーコンサートの収益金でスリランカに図書館が建設されたお礼に、感謝の気持ちを伝えるため「癒しの力」をテーマにスリランカ伝統舞踊団を招待し伝統芸能を披露します。



那霸市市制100周年

# 広報

## 📖 記念誌

市制100周年を記念し、記念誌「那覇100年の物語」を作成しました。

激動の時代をこえて100年という歳月のなかで人々が手を取り合い、情熱を注ぎ、育まれてきた那覇の歴史を写真を通して感じることができます。

また、令和3年5月15日には、ジュンク堂書店那覇店にて発売記念トークショーを開催しました。

### 特集1 市民のアルバム100

第1章 歴史 時代をつなぐ 過去から未来へ

第2章 文化 世代をつなぐ 親から子、孫へ

第3章 地域 心をつなぐ 人と人、人と地域、地域と地域

特集2 未来へつなぐ那覇の記憶



制作部数  
3,000部



## 📺 記念映像

これまでの100年の歴史を映像で振り返り、次の100年に向けた那覇市がめざすビジョンをまとめた内容となっています。

英語や中国語など多言語にも対応、字幕も付いています。



那覇市公式YouTubeでも公開していますので、是非ご覧ください。



## 懸垂幕・フラッグ

市制100周年を盛り上げるため、那覇市のメインストリートでもある国際通りや市内の商業施設などに懸垂幕・フラッグを掲揚しました。

また、協賛金をいただいた企業のロゴを用いてバックパネルやのぼりを制作し、各種イベントに使用しました。

懸垂幕設置場所



那覇市役所本庁舎



イオン那覇店

フラッグ設置場所



国際通り

のぼり



バックパネル



## ナンバープレート

市制100周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、祝賀の機運を高め、市民の皆様が市への愛着を深めることを目的として、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートを1,000円以上の寄付をされた方に300枚限定で交付しました。

デザインには、ロゴマーク及びキャッチフレーズ、市花のブーゲンビレアと市蝶のオオゴマダラがあしらわれています。



## 📖 残歴版・モニュメント

令和3年2月9日に、沖縄県立沖縄工業高校の情報電子科3年生の生徒8名が製作した、市制100周年(令和3年5月20日)100日前カウントダウン残歴版を市役所一階ロビーに設置しました。

また、カウントダウン終了後は、在校生が昨年度に残歴版を製作した先輩の意思をつなぎ、残歴版を新たに市制100周年記念モニュメントとして生まれ変わらせ、市役所の1階ロビーに再び設置し、来訪された方へ市制100周年をPRしました。



クリスマスバージョン



お正月バージョン

## 🌀 市制100周年記念デザインマンホール

本市は、昭和52年に、全国の自治体における第一号となるデザインマンホールを設置し、これまで数種類のデザインマンホールを市内各所に設置しています。

今回、市制100周年記念ロゴマークをデザインしたマンホールを市内6か所の歩道に新たに設置しました。市上下水道局庁舎(愛称:みずプラッサ)内の水の資料館にも展示しております。



市制100周年記念  
デザインマンホール



第1号のガーラ(和名:アジ)の  
デザインマンホール





市民の友 対談

市制100周年のキーワード「つなぐ」のもと、人と人、地域と地域、これまでとこれからを「つなぐ」「つないできた」企業やお店、人との市長対談を「なほ市民の友」に掲載し、市内で活躍する老舗を紹介しました。そこでは、市制100周年と絡めて、続けていくこと、継承することの意義や今後の展望について語っていただきました。



令和3年1月



令和3年6月



令和3年2月



令和3年7月



令和3年3月



令和3年4月



令和3年5月

## メディア

### ○ラジオ番組

令和3年5月14日

FMレキオ「大城明美のあなたと共に」

市制100周年記念事業実行委員会の委員でもある大城さんの番組に市長が出演し、100周年をPRしました。



### ○テレビ番組

令和3年6月26日

琉球放送(RBC)「Aランチ 那覇市市制100周年編クイズ」



## LINEスタンプ

若狭公民館が100周年を記念して、那覇の名所やまつりのスタンプを制作しました。



広報グッズ

市制100周年を広く市民に周知するため、広報シールや広報マグネット等を制作し、ドアや車輛に貼りつけたほか、飲食店等にステッカーを配布しました。



広報カード



ステッカー



窓ガラスシール



マグネット



スタンプ



## 記念グッズ

市制100周年記念ロゴマークを活用した各種グッズを制作し、那覇市役所売店、ショップなどは等において販売しました。



ポスティングステッカー  
100円



マグネット  
450円



キーホルダー  
500円



缶バッジ  
250円



ピンバッジ  
500円



記念誌  
2,200円  
県内各書店、売店



記念切手  
1,350円  
市内各郵便局

## かりゆしウェア

市制100周年を記念し、琉球びんがた事業協同組合と那覇伝統織物事業協同組合のご協力のもと、那覇市の伝統的工芸品である琉球びんがたと首里織が初めてコラボしたかりゆしウェアを制作し販売しました。

<デザインについて>

### 首里織

首里花織の柄を7つと8つで「那覇」を表現しました。

織布の黄色は、那覇市の市木で植物染料にもなる「福木」の色を表現し、青と赤の縞は、青空と首里城をイメージしています。

福木は「繁栄や幸福をもたらす」とされ、那覇市、そして那覇市民の繁栄や幸福が続く事を願ったデザインになっています。

### 琉球びんがた

那覇市の市花木であるハウオウボクの明るい日差しに照らされ青空に映える花の美しさと、市花であるブーゲンビリアの色彩を組み合わせ、市の蝶であるオオゴマダラが2羽、花に寄り添うようなデザインになっています。



8,700円

**各社オリジナル商品**

市制100周年記念ロゴマークを活用した商品を企画制作して頂きました。



**マグカップ**  
錦屋旗店(株)  
880円



**78Tシャツ** TOKYO ALOHA ALOHA 2,500円



**78BEER(なほビール)**  
オリオンビール(株)  
オープン価格  
県内スーパー、コンビニなど



**100周年記念  
オリジナルミニ  
ボトル(180ml)**  
瑞泉酒造(株) 550円



**市制100周年記念  
2合瓶**  
瑞泉酒造(株) 433円



**那覇七蔵ノ酒**  
720ml(なほの日) 44度  
(有)喜屋武商店 1,980円



**那覇七蔵ノ酒**  
720ml 44度  
(有)喜屋武商店  
1,980円



**那覇七蔵ノ酒**  
720ml 44度  
(有)喜屋武商店  
1,980円



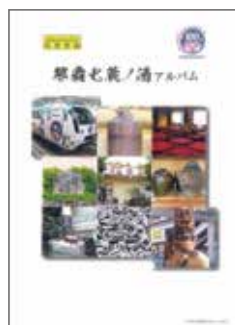
**那覇七蔵ノ酒**  
720ml 25度  
(有)喜屋武商店  
1,500円



**那覇七蔵ノ酒 第2弾**  
1,800ml 44度  
(有)喜屋武商店  
3,300円



**那覇七蔵ノ酒**  
1800ml 44度  
(有)喜屋武商店 3,300円



**那覇七蔵ノ酒アルバム**  
(有)喜屋武商店 1,320円

市制100周年記念事業  
協賛企業・団体一覧

以下の企業・団体の方々からご協賛をいただきました。  
ありがとうございました。

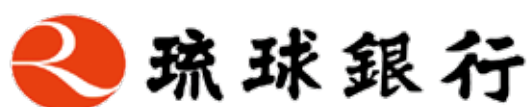
100周年プラチナパートナー

(500万円以上の資金協賛をいただいた企業・団体)



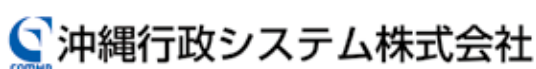
100周年準プラチナパートナー

(300万円以上の資金協賛をいただいた企業・団体)



100周年ゴールドパートナー

(100万円以上の資金協賛をいただいた企業・団体)



100周年シルバーパートナー

(50万円以上の資金協賛をいただいた企業・団体)

有限会社 河智興産

100周年パートナー

(25万円以上の資金協賛をいただいた企業・団体)

一般社団法人沖縄県建設業協会那覇支部

株式会社 金城組

税理士法人 添石総合会計事務所

有限会社システム・エヌ

市制100周年記念事業協力企業

(10万円相当分以上の物品協賛をいただいた企業・団体)

株式会社 沖縄伊藤園

オリオンビール株式会社

那霸市市制100周年

# 資料編

## 那覇市市制100周年記念事業基本構想

平成31年(2019年)3月

### はじめに

万国津梁の精神で大海原を舞台に雄飛した琉球王国の文化と歴史を今に受け継ぐ本市は、1921(大正10)年に市制を施行して以来、2021年5月20日に市制施行100周年を迎えます。

沖縄戦によるゼロからの再出発を余儀なくされ、さらには、米軍による統治を経験してきた本市は、平和と自治を希求する市民の力によって、少しずつかつてのにぎわいを取り戻し、産業や経済、医療、教育、文化などの都市機能を集積させながら、この100年で県都としての風格を備えた都市へと発展を遂げてきました。

この100周年という記念すべき節目を更なる市勢発展の契機とし、いつまでも愛着と誇りを持って暮らし続けられる、笑顔広がる元気なまち「なは」の実現につなげます。

### 1 基本理念

風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、この100年の節目を全市をあげて祝うとともに、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとし、市制100周年記念事業を実施します。

### 2 基本方針

基本理念を踏まえ、「つなぐ」をキーワードとした次の基本方針に基づき記念事業を実施します。

#### ①時代をつなぐ ～過去から未来へ～

先人たちが築き上げてきた歴史や文化、そして平和を願う強い想いを国内外へ発信するとともに、未来へとつなげます。

#### ②世代をつなぐ ～親から子、孫へ～

那覇の魅力を再認識し、愛着と誇りを深め、次代を担う子どもたちへつなげます。

#### ③心をつなぐ ～人と人、人と地域、地域と地域～

御万人(うまんちゅ)が集い、共に創り、共に楽しみ、交流を深め、笑顔の輪をつなげます。

### 3 事業期間

2020年4月1日から2022年3月31日までの2年間を事業期間とします。

2020年度はプレ記念事業期間とし、市全体の機運を高めるためのPR事業を実施します。

記念日である2021年5月20日を含む2021年度は記念事業期間として各種事業を実施します。

●プレ記念事業期間:2020年4月1日～2021年3月31日

●記念事業期間:2021年4月1日～2022年3月31日

### 4 実施体制

庁内の組織である「推進本部」と市民、企業、団体が主体となった「実行委員会」を設置し、市が主体となって行う事業を

推進本部で、市民、企業、団体が主体となって行う事業を実行委員会で企画実施します。

#### ①推進本部

記念事業の実施において、庁内の総合調整及び円滑な事業推進を図るため、市制100周年記念事業推進本部を設置します。

##### 【構成メンバー】

市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、政策統括調整監、各部の長、消防局長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長、上下水道部長、議会事務局長

##### 【所掌事項】

- (1)本市が主体となって行う記念事業の企画及び実施に関する事項
- (2)円滑に記念事業を推進するための庁内外の総合調整に関する事項
- (3)その他記念事業について必要な事項

#### ②実行委員会

記念事業の積極的かつ円滑な推進を図るため、市制100周年記念事業実行委員会を設置します。

##### 【構成メンバー】

市長、副市長、市内各種団体の代表及び役職員並びに市民  
※必要に応じて、実行委員会に参与を置き、意見を求めることができます。

##### 【所掌事項】

- (1)実行委員会が主体となって行う記念事業の企画及び実施に関すること
- (2)市民提案事業の承認及び補助金交付に関すること
- (3)冠事業及び連携事業の承認に関すること
- (4)記念イベントの誘致、ロゴマークやキャッチフレーズの決定等広報、宣伝方法等に関すること
- (5)その他記念事業の積極的かつ円滑な推進に関すること

### 5. 事業構成

事業構成は、以下のとおりとします。

#### ①市所管事業

##### (1)記念式典

市政功労者及び特別表彰者の表彰を行うほか、市制100周年記念事業の中心的な行事として、記念舞台を実施し100年の節目を盛大にお祝いします。

##### (2)特別事業

市制100周年記念事業として、基本方針に沿った中心となる事業を実施します。

##### (3)冠事業

基本方針に沿った事業については、「市制100周年記念」の冠付けを行い、事業を実施します。

##### (4)記念誌及び記念映像制作事業

市制100周年記念誌及び記念映像を制作します。

##### (5)連携事業

基本方針に沿った事業については、企業や団体が事業を実施する際に、ロゴマークやキャッチフレーズの活



用を通じた支援を行います。

②実行委員会所管事業

(1)特別事業

実行委員会は、市制100周年記念事業として、基本方針に沿った中心となる事業を実施します。

(2)提案事業

市民団体や地域が市制100周年記念として基本方針に沿った事業を実施する場合に、経費の一部を支援します。

(3)冠事業

市民、企業、団体が行う基本方針に沿った事業については、「市制100周年記念」の冠付けを行います。

(4)連携事業

市民、企業、団体が事業を実施する際に、後援等を通じた支援を行います。

6 広報・宣伝

市民等に市制100周年記念事業の十分な周知啓発を行います。

①ロゴマーク、キャッチフレーズ等の作成

記念事業を推進するにあたり、ロゴマークデザイン、キャッチフレーズ等を作成し、市や団体、企業などの発行物や、商品、イベントなど様々な機会に活用することで広報します。

②各種PRツールの活用

市民の友、ホームページ、SNS等の各種媒体を活用します。

③イベントの実施

プレ記念事業期間において、様々な事業を実施します。

7 その他

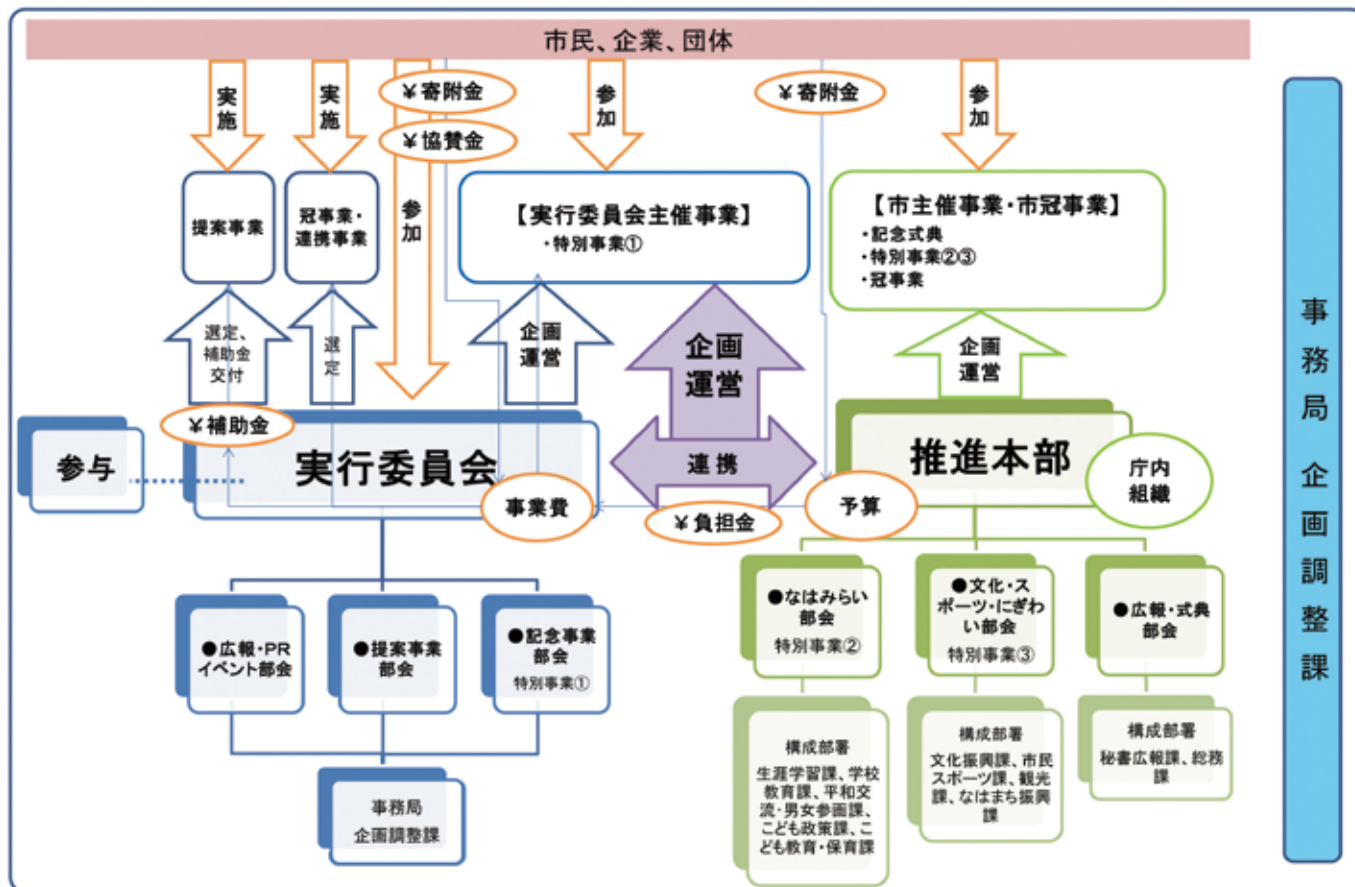
①事業経費

事業経費は、那覇市の予算(負担金)、協賛金のほか、クラウドファンディングを活用したふるさと納税を含む寄附金など、幅広く資金を募ります。

②事業実施にあたって

全庁にあっては、部局の枠を超え、全庁体制で、全職員一丸となって記念事業に取り組みます。

全市にあっては、市民、企業、団体の積極的な参画を促します。



那覇市市制100周年記念事業推進本部設置要綱

(目的)

第1条 那覇市市制100周年記念事業(以下「記念事業」という。)の実施において、庁内の総合調整及び円滑な事業推進のため、那覇市市制100周年記念事業推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市が主体となって行う記念事業の企画及び実施に関する事項
- (2) 円滑に記念事業を推進するための庁内外の総合調整に関する事項
- (3) その他記念事業について本部長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員(以下「本部員等」という。)をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、同項に定める本部員(上下水道事業管理者、教育長、政策統括調整監を除く。)に事故があるときまたは本部員が欠けたときは、副部長(消防局及び議会事務局長にあっては次長、会計管理者にあっては出納室長)の職にある者が出席するものとする。

## (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

## (任期)

第5条 本部員等の任期は、記念事業の事業期間が終了するときまでとする。

## (会議)

第6条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部会議を開催することが困難な場合で、急を要するときは、本部員等の書面による表決をもって本部会議に代えることができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を聴取することができる。

## (事務局)

第7条 本部の事務局は企画調整課に置く。

2 事務局長は企画財務部副部長(企画調整課担当副部長)をもって充てる。

3 事務局長は次の職務を行う。

- (1) 本部会議に付議又は報告する事案の調整及び提出に関する事項
- (2) 部会の取りまとめに関する事項
- (3) その他記念事業について本部長が必要と認める事項

## (部会)

第8条 記念事業を円滑に推進するため、本部に別表第2に掲げる部会を置く。ただし、必要があるときは部会を追加または変更することができる。

2 部会は、本部の所掌事項に係る具体的な運営に必要な事項について、別表第2の所掌事項に掲げるもののほか、部会に係る部署との連絡調整その他必要な事項の調整を行う。当該調整等に関する資料作成については、企画調整課と調整のうえ、具体的な運営を所管する課が行う。

3 各部会の庶務については、企画調整課で処理するものとする。

## (解散)

第9条 本部は、記念事業期間の終了をもって解散する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は本部長が定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成31年1月25日から施行する。ただし、別表第2のなはみらい部会の項のうちこども教育保育課にかかる規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、本部が解散したときにその効力を失う。

別表第1(第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	上下水道事業管理者、教育長、政策統括調整監、各部の長、消防局長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長、上下水道部長、議会事務局長

別表第2(第8条関係)

部会の名称	構成部署	所掌事項
広報・式典部会	秘書広報課総務課 その他関係部署	記念誌出版、映像に関する こと記念式典に関する こと その他広報に関する こと
なはみらい部会	生涯学習課 学校教育課	国際交流、こども関連 イベント等の企画、 実施に関すること
	平和交流・男女参画課 こども政策課 こども教育保育課 その他関係部署	
文化・スポーツ・にぎわい部会	文化振興課 市民スポーツ課観光課 なはまち振興課 その他関係部署	文化、芸術、スポーツ 等その他イベントの 企画、実施に関する こと

## 那覇市市制100周年記念事業実行委員会規約

### (目的)

第1条 この規約は、那覇市市制100周年記念事業(以下「記念事業」という。)の積極的かつ円滑な推進を図るため、那覇市市制100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。略称「那覇市100周年実行委員会」と称する。)を設置し、必要な事業を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別事業 実行委員会が、那覇市市制100周年記念事業基本構想の基本方針(以下「基本方針」という。)に沿って実施する、記念事業の中心となる事業
- (2) 提案事業 市民や企業、団体が、実行委員会から経費の一部の支援を受け、基本方針に沿って実施する事業
- (3) 冠事業 市民や企業、団体が、「市制100周年記念」の冠付けを行い、基本方針に沿って実施する事業
- (4) 連携事業 市民や企業、団体が、後援等の支援を受け、基本方針に沿って実施する事業

### (事業)

第3条 実行委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲

げる事業を行う。

- (1) 実行委員会が主体となって行う記念事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 提案事業の承認及び補助金交付に関すること。
- (3) 冠事業及び連携事業の承認に関すること。
- (4) 記念イベントの誘致、広報、宣伝方法等に関すること。
- (5) その他記念事業の積極的かつ円滑な推進に関すること。

#### (組織)

第4条 実行委員会は、29名以内をもって組織する。

- 2 実行委員会に、会長1名、副会長4名及び監事2名の役員を置く。
- 3 会長は、那覇市長をもって充てる。
- 4 副会長は、那覇市議会議長、那覇市副市長及び会長が実行委員会の同意を得て委員のうちから選任した者をもって充てる。
- 5 監事は、会長が実行委員会の同意を得て選任し、委嘱する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 市内各種団体の役職員
  - (2) 市民

#### (役員の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

#### (任期等)

第6条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、選任されたときから第13条の規定に基づき実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 委員等がその所属団体の役職員を退任した場合の他、委員等に特別な事情が生じたときは、会長は、その職を解き、必要に応じてその後任者を補充することができる。
- 3 前項により選出された委員等の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、第2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の実行委員会において報告する。

#### (参与)

第7条 実行委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が選任する。
- 3 会長は、必要に応じ、参与に意見を求めることができる。
- 4 参与の任期等は、第6条の規定を準用する。

#### (会議)

第8条 会長は、実行委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 実行委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 部会に付託及び委任する事項に関すること。
  - (5) 第4条の規定に基づく役員選任の同意に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。

3 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって開会し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の適用については会議に出席したものとみなす。

5 会長は、実行委員会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議の議決に代えることができる。

#### (部会)

第9条 会長は、実行委員会に別表に掲げる部会を置く。

- (1) 部会は、実行委員会から付託された専門的事項について調査審議し、部会長はその結果を実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 部会は、実行委員会から委任された事項について審議決定し、部会長はその結果を必要に応じて実行委員会に報告する。

2 部会は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱した部会長1名、副部会長1名及び部会員をもって構成する。

- (1) 委員
- (2) 委員の所属団体から推薦を受けた者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(1) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長がその職務を行うことができない場合又は不在の場合は、その職務を代理する。

4 部会長は、部会を招集し、会議を主宰する。

- (1) 部会は、部会員の過半数の出席をもって開会し、議事は出席した部会員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (2) やむを得ない理由により会議に出席できない部会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前号の適用については会議に出席したものとみなす。

5 部会員の任期等は、第6条の規定を準用する。

6 その他、部会に関し必要な事項は、実行委員会に諮って会長が別に定める。

#### (会長の専決処分)

第10条 会長は、実行委員会を招集するいとまがない緊急事項又は実行委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の実行委員会において報告する。

#### (事務局)

第11条 実行委員会の事務局を那覇市企画財務部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (会計)

第12条 実行委員会の収支予算は、実行委員会の議決によ

り定め、収支決算については、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

- 2 実行委員会の予算は、那覇市の負担金、協賛金、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 3 那覇市の負担金の額は、那覇市の予算の範囲内とする。
- 4 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 その他、実行委員会の会計について必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、那覇市の会計に関する諸規程等を準用する。

**(解散)**

第13条 実行委員会は、その目的が達成されたときに実行委員会の議決を経て解散する。

**(残余財産の帰属)**

第14条 実行委員会が解散する時の収支決算において剰余金が生じたときは、その残余財産は那覇市に帰属する。

**(補則)**

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営

に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**付 則**

- 1 この規約は、平成31年3月20日から施行する。
- 2 この規約は、実行委員会において解散が議決されたときにその効力を失う。

別表(第9条関係)

名称	付託事項・委任事項	人数
記念事業部会	1 特別事業の企画及び実施に関すること。 2 他の部会に属さない事項に関すること。	9名以内
提案事業部会	1 提案事業、冠事業及び連携事業の募集並びに審査に関すること。 2 その他市民活動に関すること。	8名以内
広報・PRイベント部会	1 ロゴマーク・キャッチフレーズの募集及び審査に関すること。 2 記念グッズの作成に関すること。 3 協賛金、寄附金の募集に関すること。 4 その他広報・宣伝に関すること。	8名以内

**那覇市市制100周年記念事業実行委員会・部会名簿 (令和4年3月31日時点)**

役職	団体名	肩書等	氏名
会長	那覇市	市長	城間 幹子
副会長	那覇市議会	議長	翁長 俊英 久高 友弘(令和元年8月23日～)
副会長	那覇市	副市長	久高 將光 久場 健護(令和3年7月8日～)
副会長	那覇市	副市長	知念 覚
副会長	那覇商工会議所	会頭	石嶺 伝一郎
委員	沖縄県経営者協会	会長	金城 克也
委員	沖縄県中小企業家同友会	代表理事	喜納 朝勝
委員	沖縄県酒造組合	会長	佐久本 学
委員	那覇市観光協会	会長	佐久本 武 宮里 一郎(令和3年10月4日～)
委員	沖縄観光コンベンションビューロー	会長	平良 朝敬 下地 芳郎(令和元年7月3日～)
委員	那覇市自治会長会連合会	会長	前原 信達 上原 幸吉(令和2年9月10日～)
委員	那覇市協働によるまちづくり推進協議会	会長	銘苅 春雄 與儀 弘子(令和3年9月1日～)
委員	那覇市社会福祉協議会	会長	新本 博司
委員	那覇市民生委員児童委員連合会	会長	新城 ヒロ子 眞榮城 嘉政(令和2年1月21日～)
委員	那覇市身体障害者福祉協会	会長	高嶺 豊
委員	那覇市医師会	会長	山城 千秋
委員	那覇市PTA連合会	会長	伊禮 靖 知名 定徳(令和元年7月4日～) 安里 幸治(令和3年9月17日～)
委員	那覇市青少年健全育成市民会議	会長	大城 明美
委員	那覇市婦人連合会	会長	赤嶺 恵子 喜納 武子(令和3年10月4日～)
委員	那覇市文化協会	会長	西原 篤一 崎山 律子(令和元年7月3日～)

委員	那覇市体育協会	会長	平良 悟
委員	沖縄県建設業協会那覇支部	支部長	長山 宏
委員	沖縄県造園建設業協会	会長	下地 浩之
委員	沖縄県建築士会	会長	西里 幸二 金城 傑(令和2年10月12日～)
委員	市民		饒波 正博
委員	市民		知念 忠彦
委員	市民		添石 幸伸
監事	井口税理士事務所	所長	井口 千秋
監事	那覇市	会計管理者	上原 はつみ 儀間 ひろみ(令和4年4月1日～)
参与	那覇市議会	副議長	金城 眞徳 桑江 豊(令和元年8月22日～)
参与	那覇市議会	議会運営委員会 委員長	桑江 豊 栗國 彰(令和元年8月21日～)

## 記念事業部会

役職	所属団体・役職	氏名
部会長	那覇商工会議所 総務部長	福地 敦士
副部会長	那覇市協働によるまちづくり推進協議会副会長	銘苅 春雄 島田 聡子(令和3年9月29日～)
部会員	那覇市PTA連合会 会長	知名 定徳 安里 幸治(令和3年9月8日～)
部会員	那覇市青少年健全育成市民会議会会長	大城 明美
部会員	那覇市文化協会事務局長	野原 巴
部会員	那覇市体育協会会長	平良 悟
部会員	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科准教授	波平 エリ子
部会員	若狭公民館館長	宮城 潤
部会員	市民	饒波 正博

## 提案事業部会

役職	所属団体・役職	氏名
部会長	那覇市自治会長会連合会副会長	前原 信達
副部会長	那覇市社会福祉協議会会長	新本 博司
部会員	那覇市身体障害者福祉協会会長	高嶺 豊
部会員	那覇市医師会会長	山城 千秋
部会員	那覇市婦人連合会理事・監査役	赤嶺 恵子
部会員	沖縄県造園建設業協会会長	下地 浩之
部会員	沖縄県建築士会相談役	西里 幸二
部会員	市民	知念 忠彦

## 広報・PRイベント部会

役職	所属団体・役職	氏名
部会長	那覇市観光協会会長	佐久本 武 宮里 一郎(令和3年10月4日～)
副部会長	沖縄観光コンベンションビューロー会長	平良 朝敬 下地 芳郎(令和元年6月27日～)
部会員	沖縄県経営者協会会長	金城 克也
部会員	沖縄県中小企業家同友会代表理事	喜納 朝勝
部会員	沖縄県酒造組合会長	佐久本 学
部会員	那覇市民生委員児童委員連合会会長	新城 ヒロ子 眞榮城 嘉政(令和2年1月21日～)
部会員	沖縄県建設業協会那覇支部支部長	長山 宏
部会員	市民	添石 幸伸

## 那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局規程

平成31年3月20日 施行  
令和3年10月1日 改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、那覇市市制100周年記念事業実行委員会規約(以下「実行委員会規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員(以下「職員等」という。)を置く。

2 事務局長は企画財務部長をもって充てる。

3 事務局次長は企画財務部副部長(企画調整課担当副部長)をもって充てる。

4 事務局職員は企画調整課100周年企画グループ(以下「グループ」という。)職員をもって充てる。ただし、非常勤職員は除く。

### (職務権限及び職務)

第3条 事務局長は、那覇市市制100周年記念事業実行委員会会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務を統括し、事務局次長及び事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け事務に従事する。

### (服務)

第4条 職員等の服務については、那覇市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和47年5月15日那覇市規則第20号)の例による。

### (専決)

第5条 事務局長及びグループ長は、別表第1に掲げる事項について同表に定めるところにより専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

### (代決)

第6条 事務局長が専決する事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について決裁権者の指示を受けたもの又は特に急を要するものについてはこの限りではない。

3 第1項及び前項のただし書きの規定により代決を行った事項については、事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

### (文書記号及び文書番号)

第7条 発信する文書には、「那百実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、簡易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

2 告示及び公告は、「那百実告示」「那百実公告」の記号及び告示・公告簿により管理された一連番号を付さなければならない。

### (文書の取扱い)

第8条 処理済みの文書は、事務局において保管しなければならない。

2 実行委員会規約第13条の規定により那覇市市制100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が解散したときは、保存文書を那覇市へ引き継ぐものとする。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、那覇市文書取扱規程(平成20年11月3日那覇市訓令第16号)の例による。

### (会印)

第9条 実行委員会で使用する会印の名称、書体及び寸法は別表第2のとおりとする。

2 前項に定める会印の管理は、事務局次長が行うものとする。

### (旅費)

第10条 職員等が、会務のため旅行するときは、旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額及びその支給方法については、那覇市の一般職の例による。

### (費用弁償)

第11条 実行委員会規約に定める役員等及び部会に属する委員(以下「役員等」という。)が会務のため出張したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、実行委員会及び部会の出席に要した費用についてはこの限りでない。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年3月20日那覇市規則第12号)の例による。

### (会議出席謝金)

第12条 実行委員会及び部会に出席した役員等に、会議1回あたり3,000円の謝金(費用弁償を含む)を支払うことができる。

2 謝金の支払いは、会議に出席した本人に支払うものとし、役員等の代理で出席した者を含むものとする。

3 役員等から謝金受け取り辞退の申し出があった場合は、支払いしないものとする。

### (予算の編成)

第13条 事務局長は、会長の指示に基づき会計年度毎に予算案を作成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の承認を得て補正予算を編成するものとする。

### (現金の出納)

第14条 現金の出納は、金融機関を通じて行うものとする。

### (決算)

第15条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算関係書類の提出を受けたときは、これを監事に提出し監査を受けなければならない。

**(財務会計等)**

第16条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他財務会計等に関する事項については、那覇市の会計に関する諸規程等を準用する。

**(補則)**

第17条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

**付 則**

この規程は、平成31年3月20日から施行する。ただし、施行の日から平成31年3月31日までは、この規程中第2条第4項の企画調整課100周年企画グループを企画調整課へ、第5条関係別表第1に掲げるグループ長を企画調整課副参事(100周年企画事業担当)へそれぞれ読み替えるものとする。

別表第1 専決(第5条関係)

専決事項	専決区分	
	事務局長	グループ長
1 申請、通知、照会、報告、回答、依頼その他これに類するもの	重要なもの	軽易なもの
2 文書の收受、発送	—	○
3 会印の調製、改刻又は廃棄処分	—	○
4 出張命令に関する事。	役員等及び事務局長、事務局次長	事務局職員
5 規程等の改廃に関する事。	○	—
6 補助金の交付決定及び交付の取り消し並びに事業変更の承認に関する事。	○	—
7 還付に関する事。	—	○
8 収入金の出納に関する事。	—	○
9 支出何に関する事。 (1)報酬、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入、負担金、補助金及び交付金に関するもの、及びその他の経費支出何に関するもの	100万円以上1,000万円未満	100万円未満
10 支出命令に関する事。	—	○
11 資金前渡、概算払及び前金払いの決定及び精算	—	○
12 戻入	—	○
13 予算流用及び予備費充用の決定	1件の金額が500万円未満のもの	—

別表第2 会印(第9条関係)

種類	書体	寸法
那覇市市制100周年記念事業実行委員会会長之印	楷書	方24ミリメートル
那覇市市制100周年記念事業実行委員会副会長之印	楷書	方24ミリメートル
那覇市市制100周年記念事業実行委員会事務局長之印	楷書	方21ミリメートル

**那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付要綱**

令和2年3月6日

那覇市市制100周年記念事業実行委員会会長

**(趣旨)**

第1条 この要綱は、那覇市市制100周年記念事業(以下「記念事業」という。)の趣旨に賛同する市民や企業、各種団体等が、那覇市市制100周年記念事業基本構想(以下「基本構想」という。)に沿って実施する提案事業に対し、那覇市市制100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

**(補助対象団体)**

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 複数名の構成員を擁する団体、企業若しくは事業所(以下「団体等」という。)又は団体等で構成する団体(記念事業に際し、複数の団体等で構成する事業共同体を

含む。)

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の統制下でない団体等、又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織でない団体等
- (3) 暴力団員が役員又は構成員となっていない団体等
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体等
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的としていない団体等
- (6) 記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのない団体等

**(補助対象事業)**

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる要件すべてに該当し、実行委員会会長(以下「会長」という。)が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 基本構想の基本理念及び基本方針に沿った事業
  - (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施完了する事業
  - (3) 補助対象団体が自ら企画し、実施する事業
  - (4) 原則として市内において実施し、市内外の者が広く参加できる事業
  - (5) 前各号に定めるもののほか、実施しようとする事業が既存事業であるときは、那覇市市制100周年を記念して拡充し、又は事業内容を追加したものであることが明確に区分できる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 総事業費が30万円未満の事業
  - (2) 法令又は公序良俗に反する事業
  - (3) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
  - (4) 特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業
  - (5) 国又は地方公共団体が主催する事業
  - (6) 国又は地方公共団体から補助金等を受け実施する事業
  - (7) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
  - (8) その他会長が不適当と認める事業

#### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、前条第1項第5号に該当する事業の場合は、拡充又は追加に要する経費に限り対象とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業あたり補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 提案事業実施計画書(様式第1号の1)
- (2) 経費明細書(様式第1号の2)
- (3) 申請団体の概要書(様式第1号の3)
- (4) その他会長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、那覇市市制100周年記念提案事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は那覇市市制100周年記念提案事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請団体に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定において、条件を付することができる。

#### (補助事業の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請団体(以下「補助団体」

という。)が、補助金の交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき又は中止するとき(以下「変更等」という。)は、あらかじめ那覇市市制100周年記念提案事業変更等承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントの範囲内で減額変更しようとするとき。
- (2) 事業実施日の変更を伴う場合を除き、補助事業の内容の軽微な変更を行うとき。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認又は不承認を決定し、那覇市市制100周年記念提案事業変更等(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により、補助団体に通知するものとする。

3 会長は、前項の決定において、条件を付することができる。

#### (事業実績報告)

第9条 補助団体は、補助事業完了後、30日以内に那覇市市制100周年記念提案事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 事業収支報告書(様式6号の1)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助事業実施に係る写真、資料等
- (4) 事業収入がある場合、これを証する書類の写し
- (5) その他会長が必要と認める書類

#### (補助金額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市市制100周年記念提案事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助団体に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第11条 補助団体は、前条の通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、那覇市市制100周年記念提案事業補助金(精算払・概算払)交付請求書(様式第8号)により、会長に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、補助事業の実施にあたり特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前において、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 前項に規定する概算払により補助金の交付を受けようとする補助団体は、那覇市市制100周年記念提案事業補助金(精算払・概算払)交付請求書(様式第8号)に会長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

#### (補助事業の全部又は一部中止の場合の措置)

第12条 会長は、天災地変その他補助団体の責めに帰さない理由により補助事業の全部又は一部が中止となった場合は、第8条から前条までの規定を準用し、交付決定額を上限として、補助事業実施に要した、又は要する経費のうち会長が必要と認める額を、補助金として交付することができるものとする。

#### (交付決定の取消し)



第13条 会長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第8条の規定に基づかず、補助事業を変更又は中止したとき。
- (4) 補助金の交付決定における条件に違反したとき。
- (5) その他この要綱、法令等に違反する等補助することが不適当と認められる事実があったとき。

#### (補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めて、補助金の返還を命じるものとする。

- 2 会長は、第10条の規定に基づき、補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 前2項の規定に基づき返還を命じる場合は、那覇市市制100周年記念提案事業補助金返還命令書(様式第9号)により行う。
- 4 第1項又は第2項の規定に基づく補助金の返還に係る費用は、すべて補助団体の負担とする。

#### (関係書類の保存等)

第15条 補助団体は、その事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しておかなければならない。

#### (普及広報)

第16条 補助団体は、補助事業を実施するにあたり、事業名に「那覇市市制100周年」の文言を含む那覇市市制100周年を記念する旨を冠付けするものとする。

2 補助団体は、補助事業を実施するにあたり、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱に定めるロゴマーク及びキャッチフレーズを使用するものとする。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項については、実行委員会が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	主 な 内 容
報償費	講師・イベント出演団体謝礼等
旅費	講師・イベント出演団体の活動場所までの交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等

委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機械機器等の借上料
原材料費	原材料費
その他の経費	その他補助事業に必要な経費で、会長が必要かつ適切であると認める経費

備考 次の経費は、補助対象経費としない。

- 1 食糧費
- 2 備品の購入費
- 3 補助対象団体の構成員並びに構成団体に対する人件費、謝礼及び旅費
- 4 補助対象団体の運営に関する経常的な経費
- 5 その他社会通念上必要と認められない経費

### 那覇市市制100周年記念事業協賛要綱

令和2年3月31日

企画財務部長決裁

#### (趣旨)

第1条 那覇市市制100周年記念事業(市制施行100周年の節目を、全市をあげて祝うとともに、風格ある那覇を築き上げてきた先人たちのたゆまぬ努力をたたえ、輝かしい未来への確かな一歩を踏み出すスタートとして実施する事業をいう。以下「記念事業」という。)の趣旨に賛同する法人及びその他の団体(以下「企業等」という。)が、記念事業に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

#### (協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が那覇市(以下「市」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 資金協賛 記念事業の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 記念事業の支援のための物品(以下「協賛物品」という。)の提供

2 協賛物品は、協賛物品を提供する企業等と市が協議して決定する。なお、協賛物品には協賛物品を提供する企業等の名称、商品名等を表示することができるものとする。

#### (募集期間)

第3条 募集期間は、令和3年12月31日までとする。ただし、協賛内容に応じて募集期間を変更することができるものとする。

#### (協賛依頼の対象者)

第4条 市は、企業等に対して協賛を依頼する。

#### (協賛の申込等)

第5条 協賛を行おうとする企業等は、事前に那覇市市制100周年記念事業協賛申込書(様式第1号。以下「協賛申込書」という。)を那覇市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

#### (協賛金の納付等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛の協賛申込書を提出した者(以下「申込者」という。)は、市が作成する納付書により協賛金を速やかに一括して納付するものと

する。ただし、第3条に規定する募集期間内で、協賛金を分割して納付することができるものとする。

2 市が申込者から協賛金を受領したときは、那覇市市制100周年記念事業協賛金受領書(様式第2号)を発行する。

**(協賛物品の納入等)**

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛の申込者は、市が指定する方法により、協賛物品を納入するものとする。

2 市が申込者から当該協賛物品を受領したときは、那覇市市制100周年記念事業協賛物品受領書(様式第3号)を発行する。

**(協賛の特典)**

第8条 第6条第2項又は前条第2項に規定する受領書を発行した申込者(以下「協賛者」という。)に対する特典は、協賛の金額に応じて別紙「協賛特典」のとおりとする。

2 協賛物品の金額は、市が協賛内容から換算する。

**(協賛金の管理及び使用)**

第9条 協賛金は、市において那覇市市制100周年記念事業基金への積立等により管理し、次の各号のいずれかの経費に充てるものとする。

- (1) 記念事業を周知・広報するために要する経費
- (2) 市が主体となって行う記念事業の実施に要する経費
- (3) 那覇市市制100周年記念事業実行委員会が主体となって行う記念事業の実施に要する経費
- (4) その他記念事業の実施に付随する経費で必要と認められるもの

(別紙) 協賛特典

**(1) 資金協賛**

区分	500万円以上	300万円以上	100万円以上	50万円以上	25万円まで
呼称名	100周年プラチナパートナー	100周年準プラチナパートナー	100周年ゴールドパートナー	100周年シルバーパートナー	100周年パートナー
特典	沖縄都市モノレール市制100周年記念ラッピング車両への企業名、又は、企業製品名の表示 ※1 ・感謝状贈呈式(記者会見想定)      ・感謝状贈呈 ・記念事業会場でののぼり、バナー等への企業名、又は、企業製品名の表示 ・市長応接室バックパネルへの企業名の表示 ※2 ・記念事業のうち特別事業のポスター・パンフ等での協賛表示 ・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ大) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ大)				
				・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ中) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ中)	・市のホームページへの企業名の記載(サイズ小) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ小)

※1,2 プラチナパートナー、準プラチナパートナー特典のうち、ラッピング車両及びバックパネルの企業名等の広告表示サイズは異なります。

**(2) 物品協賛**

呼称名	市制100周年記念事業協力企業		
区分	100万円相当分以上	50万円相当分以上	10万円相当分以上
特典(個別)	・感謝状贈呈 ・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ大) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ大)		
	・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ中) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ中)	・市のホームページへの企業名のバナー記載(サイズ中) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ中)	・市のホームページへの企業名の記載(サイズ小) ・記録誌への企業名の掲載(サイズ小)
	・記念事業のうち特別事業のポスター・パンフ等での協賛表示		

その他(協賛にあたって)

・企業サイト等広報媒体での本市市制100周年記念事業の協賛企業であることの表示等や市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズの活用を行ってくださいますようお願いいたします。

**(協賛申込の不受理等)**

第10条 市長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は記念事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号の暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 記念事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他市長が不相当と判断する者

2 市長は、申込者若しくは協賛者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を受領しない、又は取り消すものとし、申込者若しくは協賛者に対しその旨通知する。

**付 則**

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

**付 則**

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

## 那覇市ふるさとづくり寄附金条例

平成20年6月30日

条例第29号

改正 平成29年12月28日条例第33号

令和元年9月30日条例第31号

## (目的)

第1条 この条例は、ふるさとへの思いや那覇市のまちづくりに共感を持つ個人、法人その他団体から寄附金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の負担付きの寄附を除く。以下同じ。)を募ることにより、那覇市総合計画策定条例(平成28年那覇市条例第28号)第2条第2号の基本構想において示すまちづくりの将来像である「なはで暮らし、働き、育てよう!笑顔広がる元気なまちNAHA ～みんなでつなごう市民力～」の実現に資することを目的とする。

## (寄附金の指定等)

第2条 寄附者は、前条の目的を具体化するため、自らの寄附金を、同条の基本構想において示すめざすまちの姿の実現に資する事業の財源としてあらかじめ指定することができる。

2 前項の規定により指定することができる事業は、次の表の左欄に掲げるめざすまちの姿の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業とする。

めざすまちの姿	事業
多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA	自治、協働、男女共同参画、平和、防災又は防犯に関する事業
互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA	保健、福祉又は医療に関する事業
次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA	子ども、教育又は文化に関する事業
ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA	産業、観光又は情報に関する事業
自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA	環境又は都市基盤に関する事業

3 第1項の規定による指定がない寄附金については、市長が前項の事業の中から指定を行うものとする。

## (基金の設置)

第3条 寄附金を前条第2項の事業の財源に充てるため、那覇市ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、第2条の規定により寄附された寄附金の額とする。

## (管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

## (運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予

算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

## (繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第8条 基金は、第3条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

## (寄附者への配慮)

第9条 市長は、基金の運用及び処分に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

## (運用状況の公表)

第10条 市長は、毎会計年度、寄附金の運用状況について、公表しなければならない。

## (委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成20年7月8日から施行する。

## (寄附金の指定等の特例)

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間、寄附者は、第2条第2項に定めるもののほか、那覇市市制100周年記念事業について、同条第1項の規定による指定をすることができる。この場合においては、第4条の規定は、適用しない。

## 付 則(平成29年12月28日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 付 則(令和元年9月30日条例第31号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則

平成20年6月30日

規則第34号

改正 平成23年3月1日規則第5号

平成23年6月1日規則第31号

平成29年12月28日規則第39号

令和元年9月30日規則第16号

## (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市ふるさとづくり寄附金条例(平成20年那覇市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の申込み等)

第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めると

きは、同項に規定する方法以外の方法により寄附金を受け入れることができるものとする。

#### (公序良俗に反する寄附金の取扱い)

第3条 市長は、寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

#### (記念品及び感謝状)

第4条 市長は、寄附者に対して記念品又は感謝状を贈ることができるものとする。

#### (寄附金台帳)

第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳(第2号様式)を作成しなければならない。

#### (充当事業)

第6条 市長は、寄附者の寄附金の使途についての指定等を勘案し、寄附金を充当する事業を定めるものとする。

#### (運用状況の公表)

第7条 条例第10条に規定する公表は、次に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後3月以内に行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称の公表を希望しない場合はこれを公表しないものとする。

- (1) 寄附者の住所地(所在地)の都道府県・市区町村名
- (2) 寄附者の氏名又は名称
- (3) 寄附金の額
- (4) 条例第2条の規定により寄附者又は市長が指定した事業
- (5) 那覇市ふるさとづくり基金の充当事業及び充当金額

#### (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

##### 付 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

##### 付 則(平成23年3月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

##### 付 則(平成23年6月1日規則第31号)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条第1項の規定による指定その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

##### 付 則(平成29年12月28日規則第39号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

##### 付 則(令和元年9月30日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 那覇市市制100周年記念事業 ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱

令和元年 9月30日

企画財務部長決裁

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク及び那覇市市制100周年記念事業キャッチフレーズ(以下「ロゴマーク・キャッチフレーズ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (使用の目的)

第2条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、那覇市市制100周年の祝賀の機運を高め、市への愛着を深めるシンボルとして、また、未来へのさらなる発展のシンボルとして、那覇市市制100周年を内外に周知するために使用する。

#### (ロゴマーク・キャッチフレーズ)

第3条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、別紙に定めるとおりとする。

#### (権利)

第4条 第8条に規定するロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認期間におけるロゴマーク・キャッチフレーズに関する一切の権利は、那覇市(以下「市」という。)に属する。

#### (使用の申請)

第5条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 市及び市の機関並びに那覇市市制100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が使用するとき
- (2) 市長又は実行委員会会長が、那覇市市制100周年記念事業として認めた事業において使用するとき
- (3) 市又は実行委員会が、共催若しくは後援する事業において使用するとき
- (4) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき
- (5) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき
- (6) この要綱に定める事項を遵守し、個人的に使用するとき
- (7) その他市長が申請を要しないと認めるとき

2 市長は、申請者に対し、申請に係る関係資料の提出を求めることができる。

#### (使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用を承認するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (2) 那覇市市制100周年記念事業の趣旨に反する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (3) 市の信用や品位を損なう、又は、そのおそれがあると

認められるとき

- (4) 暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又は、これらの利益につながるおそれがあると認められるとき
  - (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又は、そのおそれがあると認められるとき
  - (6) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用、又はそのおそれがあると認められるとき
  - (7) 不当な利益を得るために使用する、又は、そのおそれがあると認められるとき
  - (8) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき
  - (9) その他市長が承認をすることが適当でないとき
- 2 市長は、前項の規定により、承認するときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更等)承認通知書(様式第2号)により、承認しないときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更等)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、前項の規定による使用の承認に際し、必要な条件を付すことができるものとする。

#### (遵守事項)

第7条 前2条の規定に基づきロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外でロゴマーク・キャッチフレーズを使用しないこと
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること
- (3) ロゴマーク・キャッチフレーズの一部のみを使用し、又は変形し、ロゴマーク・キャッチフレーズを他の図形や文字と重ねて使用する等の加工をしないこと
- (4) ロゴマーク・キャッチフレーズのイメージを損なう使用をしないこと
- (5) ロゴマーク・キャッチフレーズ自体を商品化しないこと
- (6) ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (7) ロゴマーク・キャッチフレーズを使用した物品等(以下「使用物品等」という。)を商標登録しないこと
- (8) その他市長が必要と認める事項

#### (使用承認期間)

第8条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用承認期間は、承認の日から令和4年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、第10条の規定による承認内容の変更により、使用承認期間を延長することができる。

#### (使用料)

第9条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用料については、無料とする。

#### (承認内容の変更等)

- 第10条 使用者は、承認を受けた内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第6条第1項の規定を準用して当該申請の内容を審査し、変更の承認を行うときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更等)承認通知書(様式第2号)を、承認を行わないときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用(変更等)不承認通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

#### (使用物品等の提出及び調査報告)

- 第11条 使用者は、実際の使用物品等を市長に提出しなければならない。ただし、当該使用物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 市長は、使用者にロゴマーク・キャッチフレーズの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。
  - 3 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用状況等について、市長から報告又は調査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

#### (承認の取消し等)

- 第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。
- (1) この要綱に定める事項に違反した場合
  - (2) 使用承認の際に付した条件に違反した場合
  - (3) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められた場合
  - (4) その他ロゴマーク・キャッチフレーズを継続して使用することが不適当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、那覇市市制100周年記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認決定取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。
  - 4 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

#### (費用等の負担)

第13条 この要綱に基づくロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認申請及び使用に係る費用並びに役務は、使用者の負担とする。

#### (事故、苦情等の処理)

第14条 使用者は、使用物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

**(損失補償等の責任)**

- 第15条 市長は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(事務)**

第16条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認等に関する事務は、那覇市企画財務部企画調整課において行う。

**(その他)**

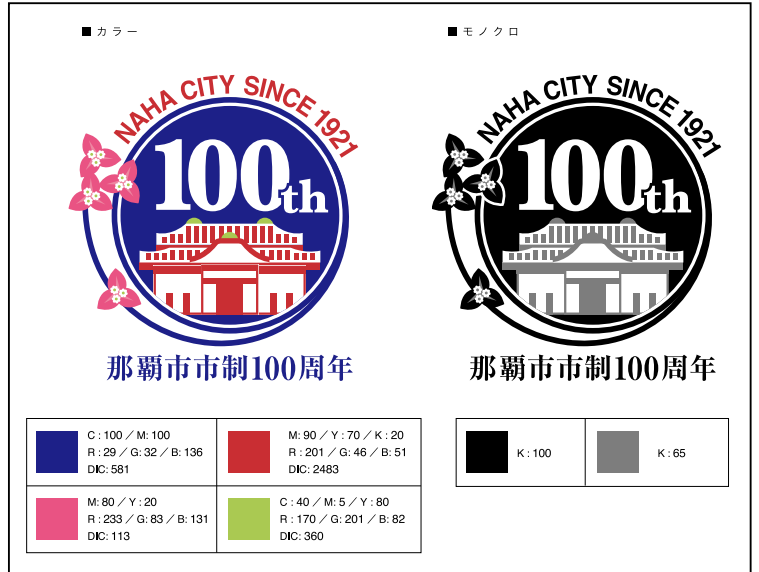
第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関し必要な事項は、別に定める。

**付 則**

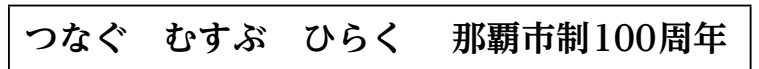
この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

ロゴマーク・キャッチフレーズ(第3条関係)

ロゴマーク



キャッチフレーズ



**那覇市市制100周年記念標識の  
交付に関する事務取扱要綱**

令和2年12月16日  
企画財務部長決裁

**(趣旨)**

第1条 この要綱は、那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号。以下「条例」という。)第91条第1項又は第2項の標識の交付に関し、別に定める標識(以下「通常プレート」という。)又は那覇市市制100周年記念標識(以下「記念プレート」という。)を交付するため必要な事項を定めるものとする。

**(交付対象等)**

第2条 記念プレートを交付する対象となる車種、塗色及び枚数は、次の表のとおりとする。

車種	塗色	枚数
条例第82条第1号(ア)に規定する原動機付自転車	白	市長が別に定める
条例第82条第1号(イ)に規定する原動機付自転車	黄	
条例第82条第1号(ウ)に規定する原動機付自転車	桃	

**(標識の選択権)**

第3条 条例第91条第1項の標識の交付を行う場合において、申請時に市制100周年記念事業寄附金として標識交付申請1台当たり1,000円以上の寄附を行った者に限り、通常プレート又は記念プレートの交付の選択権を与えるものとする。ただし、条例第91条第2項の標識の交付及び既に

交付されている記念プレートを継続して使用する場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により記念プレートの交付を選択することができるのは、同一車両において一度限りとする。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、前条に規定する枚数を交付した場合においては、同項の選択権の付与は行わないものとする。

**(交付手続)**

第4条 前条の規定により記念プレートの交付を選択した者に対する標識の交付は、別に定めるところにより行う。この場合において、記念プレートの標識番号の指定は、受付順で行うものとする。

**(補則)**

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

**付 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

## 那覇市市制100周年記念事業の主な取り組み

年	月	推進本部(市主催)	実行委員会
平成 30年度	1月	「那覇市市制100周年記念事業推進本部設置要綱」制定	
	2月		
	3月	第1回那覇市市制100周年記念映像・記念誌制作委員会 (広報・式典部会)	<b>那覇市市制100周年記念事業実行委員会設立及び第1回実行委員会</b> 実行委員会規約、役員の選任、平成30年度収支予算、事業計画、平成31年度収支予算、事業計画等
	3月	「那覇市市制100周年記念事業基本構想」策定	
平成 31年度 令和 元年度	4月		<b>第1回広報・PRイベント部会</b> 記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズの公募
	5月	第2回那覇市市制100周年記念映像・記念誌制作委員会 (広報・式典部会) 記念映像プロポーザル審査	
	6月	記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ事前選考	<b>第1回記念事業部会</b> 記念事業(特別事業)の事業構成、企画・方向性等の審議
	7月		<b>第2回広報・PRイベント部会</b> 記念事業ロゴマーク・キャッチフレーズ選考 <b>第1回提案事業部会</b> 提案事業の公募及び審査方法等検討
	8月	第3回那覇市市制100周年記念映像・記念誌制作委員会 (広報・式典部会) 記念映像進ちょく状況、記念誌制作に係る要領等審議	<b>第2回那覇市市制100周年記念事業実行委員会</b> 平成30年度収支決算報告及び監査報告、100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの選考結果等 ・ロゴマーク・キャッチフレーズ決定
	9月	「那覇市市制100周年記念事業基金」条例制定(協賛金募集開始～令和3年12月31日)	
	10月	第4回那覇市市制100周年記念映像・記念誌制作委員会 (広報・式典部会) 記念誌プロポーザル審査	<b>第3回広報・PRイベント部会</b> ロゴマーク・キャッチフレーズの活用、記念事業協賛及び特典の審議
	11月		<b>第2回記念事業部会</b> 記念事業(事務局案)審議 <b>第2回提案事業部会</b> 提案事業補助金交付要綱・募集要項、審査方法、審査項目の審議
令和 元年度	12月	第1回推進本部(なはみらい部会、文化スポーツ・にぎわい部会) 進ちょく確認、今後のスケジュール等	
	1月		<b>第3回提案事業部会</b> 事業補助金交付要綱、募集要項、審査要領、審査項目の決定
	2月		<b>第4回広報・PRイベント部会</b> 記念事業への協賛及び特典の審議 <b>第3回記念事業部会</b> 記念事業(事務局案)審議
令和 2年度	3月		<b>第3回那覇市市制100周年記念事業実行委員会</b> 令和2年度実行委員会収支予算、事業計画、提案事業の募集等
	4月	第2回推進本部 プレ事業の中止、スケジュール等	
	4月	新型コロナウイルス感染症による事業継続計画(BCP)に基づき、9月末までの100周年記念事業(プレ事業)の休止を決定	
	5月	20日市制施行99周年(新型コロナウイルス感染症の影響により式典延期)	<b>休止期間</b> ↓
	6月		
	7月		
	8月		
9月			

令和 2年度	10月	令和2年度市制功労者表彰式(市制99周年記念式典)規模を縮小して開催		
	11月			
	12月			
	1月		第5回広報・PRイベント部会 記念グッズ・商品の開発等の審議	
	2月	・市制100周年記念100日前記念セレモニー カウントダウン残暦板の除幕式等 ・市制100周年記念電動付自転車オリジナルナンバープレート交付開始(～令和3年12月28日)		
	3月	・市制100周年記念街ピアノ ・なはし元気応援花火打ち上げ	第4回記念事業部会 特別事業の審議 第4回那覇市市制100周年記念事業実行委員会(書面開催) 令和3年度実行委員会収支予算、事業計画、平成31年度監査報告、各部会の実施状況等	
令和 3年度	4月	・なはし元気応援花火打ち上げ		
	5月	20日 市制施行100周年 ・那覇市100歳誕生日セレモニー ・市制100周年記念ラッピングモノレール車両運行開始(～令和4年3月31日まで) ・100周年オリジナルグッズの販売開始(～令和4年3月31日) ・市制100周年記念企画展「那覇の誕生祭～The Centennial Anniversary～」(令和3年5月21日～25日)		
		6月		
	7月	8日 なはの日 ・なは号ヘッドマーク贈呈式・展示(～令和3年7月21日まで) ・記念企画展「那覇の誕生祭～The Centennial Anniversary～」(令和3年7月13日～18日)		
		8月		
	9月			
	10月	31日 那覇市市制100周年記念及び那覇文化芸術劇場 なはーと開館記念式典 ・市制100周年記念マンホール設置		
	11月	7日～14日 市制100周年記念WEEK ・女性三人衆 笑いと芸能～なは100歳御祝さびら～ ・つなぐ むすぶ ひらく100年～音楽と映像で紡ぐ軌跡～ ・那覇の伝統工芸展～100年の歴史に未来を重ねる～ 他4つのサブイベント 那覇市議会100周年記念式典(11月定例会) 那覇市議会100年史パネル展(～令和4年3月31日)		
		12月	令和3年度市政功労者表彰・市制施行100周年記念特別表彰 表彰式	第5回記念事業部会 特別事業の審議
	令和 4年度	1月	市制100周年「那覇市・川崎市友好都市締結25周年」記念企画展「首里・那覇を詠んだ詩人・歌人たち」(～3月7日まで)	第5回那覇市市制100周年記念事業実行委員会(書面開催) 実行委員会主催の特別事業の実施の取りやめを決定
		2月		第6回那覇市市制100周年記念事業実行委員会(書面開催)
		3月	NHKのど自慢	記念事業期間終了
令和 4年度	4月	那覇市市制100周年記念読売ジャイアンツ公式戦(セルラースタジアム那覇)		
	5月	20日 市制施行101周年	第7回那覇市市制100周年記念事業実行委員会 令和3年度事業報告、収支及び監査報告、解散式	

記念事業期間





---

## 那覇市市制100周年記念事業記録誌

令和4年5月発行

発行 那覇市企画財務部 企画調整課  
印刷 丸正印刷株式会社

---



那霸市市制100周年

